

広資料第198号
令和7年3月14日
環境部環境課
市民情報提供資料

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
（令和7年度～令和16年度）について

このことについて、別紙のとおり策定しましたので、お知らせします。

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和7年度～令和16年度



令和7(2025)年3月
武蔵村山市

ゼロカーボンシティの実現を目指して

世界規模で発生している猛暑や豪雨、干ばつなどの異常気象や健康被害は、地球温暖化の進行が主な原因とされており、極めて深刻な問題となっています。

世界の平均気温は、産業革命前と比較して 1.1℃上昇している状況であり、このことを踏まえ、令和 3（2021）年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、この世界平均気温の上昇を今後 1.5℃以内に抑えることが目標に掲げられました。



我が国においては、この目標の実現のため、2050 年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラル宣言がなされているほか、東京都では、2030 年までに温室効果ガスを 50%削減するカーボンハーフを表明するなど、各方面で取組が加速しています。

本市においても、自治体としての責務を果たし、環境への負荷を抑え、我々の子ども、孫の世代により良い環境と未来を残すため、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けて全力で取り組むことを宣言しました。

本計画では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市の地域特性・課題や今後目指すべき方向性を明らかにした上で、必要な対策・施策等を示すものとしていますが、これらの達成のためには、市民、事業者の皆様と行政が協働し一体となって取り組むことが不可欠であり、皆様には御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

結びに、本計画の策定に当たり、議論・助言などの御尽力をいただいた武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただいた市民、事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

武蔵村山市長

山崎 泰大

目 次

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の基本的事項	10
第2章 本市の現状と課題	13
1 本市の地域特性	14
2 本市の二酸化炭素排出量等の現状	20
3 市域の気候変動の状況と将来予測	24
4 本市のこれまでの取組	29
5 計画策定に当たっての視点	30
6 地球温暖化対策の推進に向けての課題	31
第3章 計画の目標	33
1 本市の目指す将来像	34
2 計画の目標	36
第4章 目標達成に向けた取組	39
1 基本方針と施策体系	40
2 目標達成に向けた施策	41
3 重点施策	58
第5章 計画の進行管理	59
1 計画の推進体制	60
2 計画の進行管理	61
3 指標による計画の進捗評価	62
資料編	63
1 計画の策定の経緯	64
2 用語集	70
3 温室効果ガス排出量の算定方法	77
4 温室効果ガス排出量の将来予測手法	78
5 本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル	79

第1章

計画策定の背景と基本的な考え方

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

1

計画策定の背景

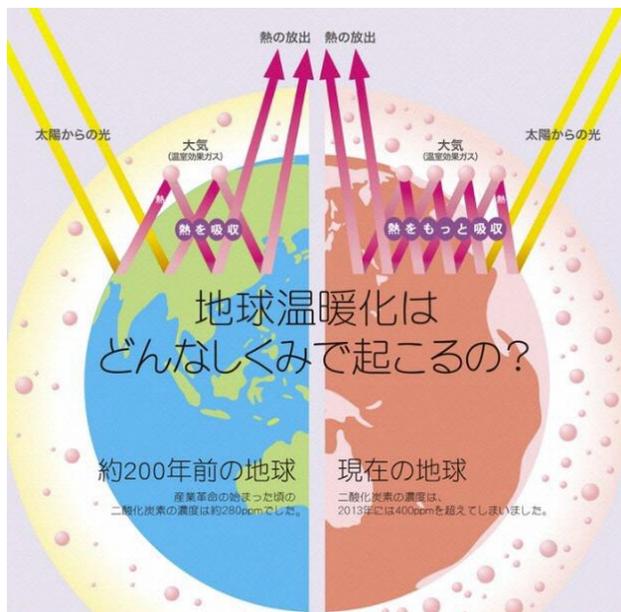
1-1 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からのエネルギーによって暖められ、また同時にその熱エネルギーを地表や海で反射して宇宙に放出しています。大気中の二酸化炭素などの「温室効果ガス」が、この熱エネルギーを吸収し、大気が暖められることにより、地球の平均気温を多くの生きものが生きるのに適した14℃程度の温度に保っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、大量の化石燃料を消費するようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続け、地球の平均気温が急速に上昇しています。世界の年平均気温は、1850年～1900年に比べて2011年～2020年で1.1℃上昇し、特に1970年以降の世界平均気温の上昇は、過去2000年間の50年間よりも加速している状況です。

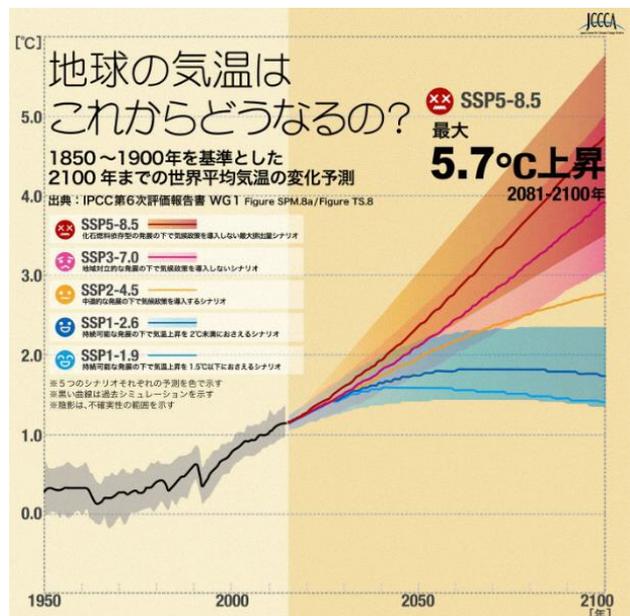
「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)(以下「IPCC」という。)」の第6次評価報告書によると、このままでは、世界の平均気温の上昇は2030年代前半までに工業化以前と比べて1.5℃に到達する可能性があることが指摘されています。1.5℃を超えると私たちの生活に大きな影響を与えることが予測されており、今後10年間の温室効果ガス削減対策が非常に重要となっています。

図表 1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



出典:温室効果ガスインベントリオフィス/
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

図表 1-2 世界の年平均気温の変化予測



出典:温室効果ガスインベントリオフィス/
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

1-2 気候変動による影響

気温が高い状態が長期化すると、気候のパターンが変化し、通常の世界の自然のバランスが崩れます。これにより、人間と地球上の他の全ての生命体が多くリスクにさらされます。地球温暖化に伴う気候変動の将来リスクとして、海面上昇・高潮や洪水・豪雨など8つの主要リスクが挙げられています。

日本でも、記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害の被害、非常に強い台風による大雨暴風被害、高温による熱中症救急搬送人員の増加など、気候変動の影響による気象災害が既に発生している状況です。

図表 1-3 気候変動による将来の主要なリスク



出典：温室効果ガスインベントリオフィス／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

日本における気候変動による影響

農作物への影響

気温の上昇による作物の品質の低下、栽培適地の変化等が懸念されています。

コメでは、白未熟粒(デンプンが十分に詰まらず白く濁ること)や胴割粒(亀裂が生じること)の発生等、コメの品質の低下が、既に全国で確認されており、一部地域や極端な高温年には収穫の減少も報告されています。

生態系への影響

自然生態系に及ぼす影響としては、植生や野生生物の分布の変化等が既に確認されています。気温の上昇により、湖沼や河川等の水温の上昇や水質の変化をもたらす可能性があります。

また、里山の雑木林に竹林の分布が拡大し、地域の生態系・生物多様性や里山管理に悪影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・水資源への影響

短時間強雨や大雨の強度・頻度の高まりによる河川の洪水、土砂災害、台風の強度の高まりによる高潮災害など、甚大な被害が各地で生じることが懸念されています。

近年、短時間強雨や大雨が発生する一方、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、渇水の頻発化、長期化、深刻化が懸念されています。

健康への影響

熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、特に記録的な猛暑となった平成22(2010)年には、1,700人を超え、過去最多の死亡者数となっています。

感染症については、デング熱等を媒介するヒトスジシマカの生息域が北上しており、平成28(2016)年には青森県に達し、将来的には北海道へと拡大すると予測されています。

産業・経済活動への影響

製造業、商業、建設業等の各種の産業においては、豪雨や強い台風等、極端現象の頻度・強度の高まりにより、通常の活動に甚大な被害をもたらす可能性があります。

また、世界各地の気候変動による影響が、サプライチェーンを通じて国内の産業・経済に影響を及ぼすことも懸念されます。

2050年カーボンニュートラル宣言〈国の動向〉

令和2(2020)年10月に、内閣総理大臣の所信表明演説の中で、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説の中で、「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではない」とし、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」であることを明らかにしました。その上で、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、環境問題を解決するための事業に向けたグリーン投資の普及や環境分野のデジタル化、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしています。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正〈国の動向〉

令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現に向け、令和3(2021)年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が改正され、令和4(2022)年4月に施行されました。

改正された法律では、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」が明記されたほか、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改定、都道府県と中核市のみに規定していた地方公共団体実行計画(区域施策編)について市町村が策定する努力義務を追加しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続可能な発展に資する取組を市町村が率先して進める努力目標も課しています。

地球温暖化対策計画〈国の動向〉

令和3(2021)年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、令和12(2030)年度において平成25(2013)年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが定められ、各部門の排出量の目安が設定されています。

また、主な施策としては、環境保全に配慮され、地域のレジリエンスの向上などに役立つ地域共生・裨益型再生可能エネルギー^{ひえき}の導入促進や住宅・建築物の省エネ基準への適合義務付けの拡大、2030年度までに100か所以上の「脱炭素先行地域」の創出などが示されています。

※裨益型再生可能エネルギー^{ひえき}:発電した電力の地産地消を図りながら、その事業効果を地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給などに還元する仕組みを持った再生可能エネルギーのこと

Ⅰ 気候変動適応法と気候変動適応計画〈国の動向〉

平成30(2018)年6月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪として取り組むべきであり、本法律と「地球温暖化対策推進法」により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備されました。

平成30(2018)年11月には「気候変動適応計画」が策定され(令和3(2021)年11月改定)、また、「気候変動適応法」第12条において、都道府県及び市町村に「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務として位置付けられました。法の施行に伴い、国立環境研究所内に情報基盤の中核となる「気候変動適応センター」が設立され、都道府県及び市町村にも「地域気候変動適応センター」が設置されるなど、気候変動影響などの情報提供や地域への技術的助言・支援が行われています。

また、近年増加している熱中症対策強化のため、令和5(2023)年4月に「気候変動適応法」が改正、令和5年(2023)年5月に「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定し、熱中症特別警戒情報を受けて開放することなどが定められました。

気候変動対策 ～緩和策と適応策～

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する(または植林などによって吸収量を増加させる)「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する(または気候変動の好影響を増長させる)「適応」の二本柱があります。



出典: 気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

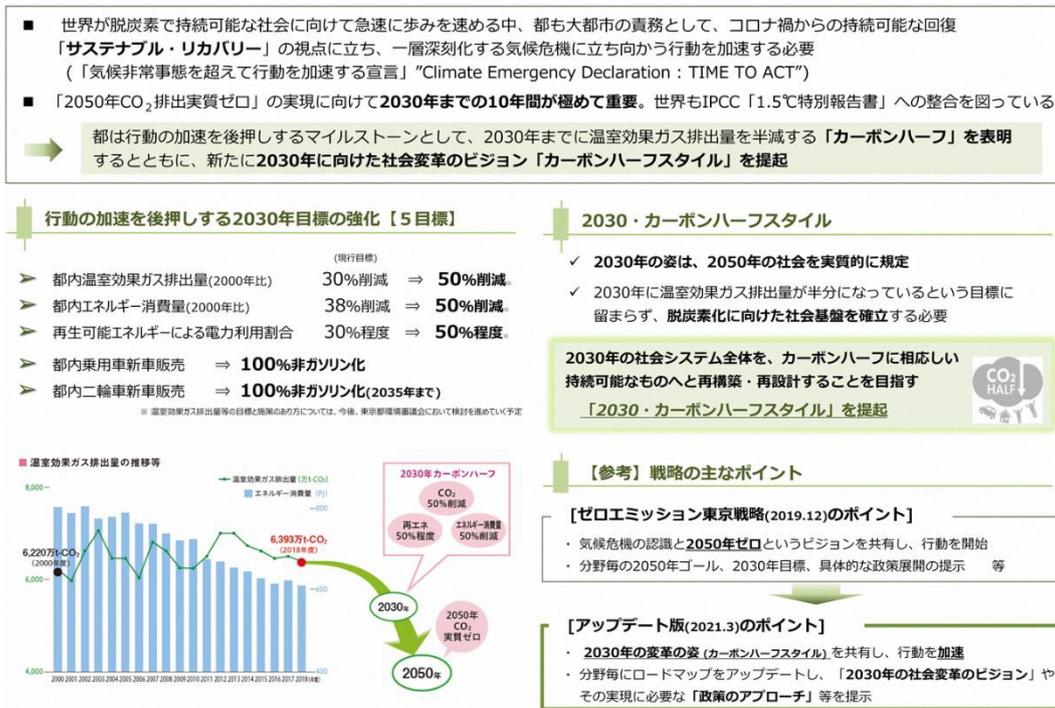
1 ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report <東京都の動向>

パリ協定を踏まえ、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32(2050)年までにCO₂排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現するための脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」が令和元(2019)年12月に策定されました。

令和2(2020)年10月の国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、令和3(2021)年1月に、東京都は令和12(2030)年までに温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。カーボンハーフの表明を受け、温室効果ガス削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」が令和3(2021)年3月に策定されました。

令和4(2022)年2月には、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」が策定され、行動の加速を促す新たな部門別目標(案)のほか、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門直ちに加速・強化する主な取組が示されました。

図表1-5 ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Reportの概要

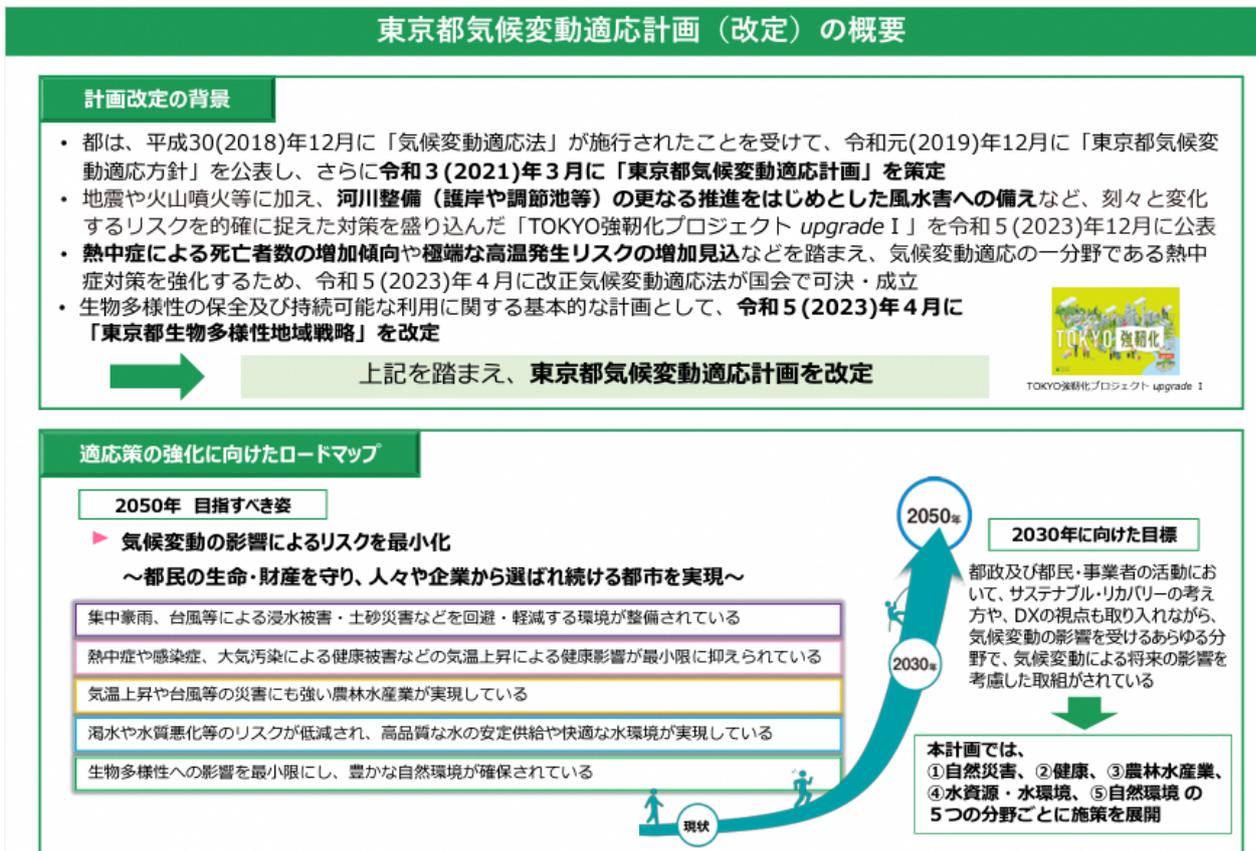


東京都の気候変動適応策〈東京都の動向〉

東京都では、令和元(2019)年12月に東京都気候変動適応方針で示された考え方に加え、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進などの視点も取り入れながら、持続可能な回復を目指す「サステナブル・リカバリー」の考え方に立って、令和3(2021)年3月に「東京都気候変動適応計画」が策定されました。その後、令和5(2023)年4月に改正された「気候変動適応法」や、令和5(2023)年4月に改定した「東京都生物多様性地域戦略」を踏まえ、令和6(2024)年3月に本計画が改定されました。

適応に関する基本的な考え方として、「都施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む」、「科学的知見に基づく気候変動適応の推進」、「区市町村と連携し、地域の取組を支援」、「リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進」、「C40などと国際協力を推進し、都市間連携を加速」の5つを掲げており、「自然災害」、「健康」、「農林水産業」、「水資源・水環境」、「自然環境」の5つの項目について気候変動による影響と今後の主な取組を取りまとめています。

図表 1-6 東京都気候変動適応計画の概要



出典：気候変動適応策（東京都環境局）

地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明

昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体(ゼロカーボンシティ)が増えています。令和6(2024)年12月27日現在、1,127自治体(46都道府県、624市、22特別区、377町、58村)がゼロカーボンシティを表明しています。

本市では、令和4(2022)年9月5日の令和4年第3回市議会定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを市長が宣言しました。

図表 1-7 武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言文



武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言

～ 二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して ～

近年、世界規模の異常気象により国内でも豪雨や台風による甚大な被害が発生しており、その主な原因とされている地球温暖化の進行は、極めて深刻な問題と考えています。

地球温暖化は、我々人間の営みが原因で進行しているといわれており、二酸化炭素など温室効果ガスの発生をできる限り抑制するよう、脱炭素に向けた行動を早急に行う必要があります。我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指すとしています。

武蔵村山市においても、これまで公共施設照明器具のLED化、庁用車における電気自動車の導入、太陽光発電設備の設置、新エネルギー利用機器等設置費用の補助など、温室効果ガスの抑制等に取り組んでおりますが、現在の気候変動危機に対応するためには、更に取組を加速して推進していく必要があります。

このことから武蔵村山市は、環境への負荷を抑え、我々の子ども、孫の世代により良い環境と未来を残すため、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和4年9月5日

武蔵村山市長 **山崎泰大**

2

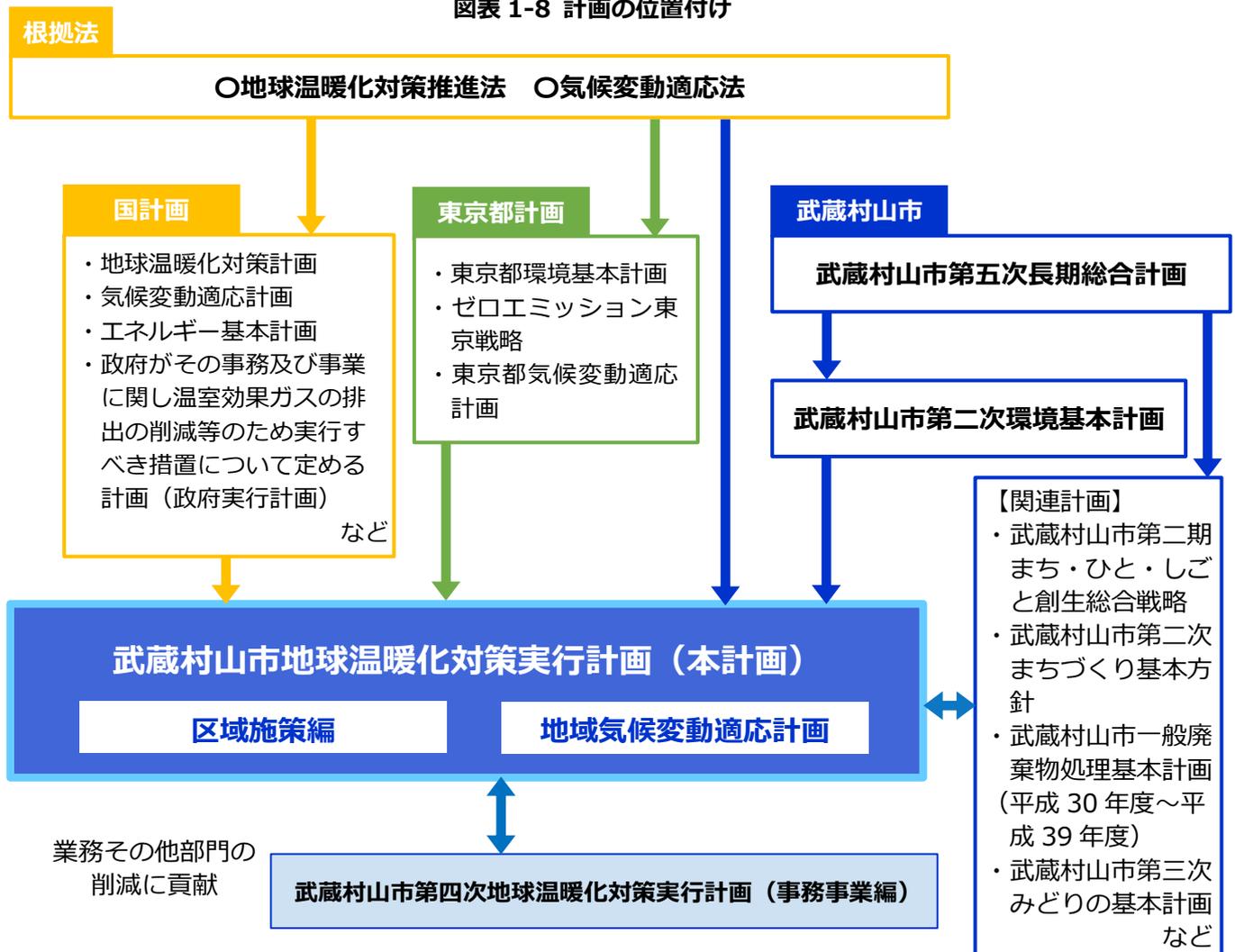
計画の基本的事項

2-1 計画の目的・位置付け

本計画は、「地球温暖化対策推進法」の基本理念に示された2050年までの脱炭素社会の実現及び本市の2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目指し、市民・事業者・行政の全ての主体が、地球温暖化に伴う気候変動に対する危機意識を持ち、本市の自然的社会的条件のもと、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減対策と気候変動への適応を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

また、「地球温暖化対策推進法」第21条第4項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定し、上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」の地球温暖化対策の個別計画として位置付け、国や東京都が進める地球温暖化対策、気候変動適応策を勘案しつつ、その他の本市の各種関連計画や事業との整合・連携を図りながら、計画を推進していくとともに、SDGsの達成に貢献し、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

図表 1-8 計画の位置付け



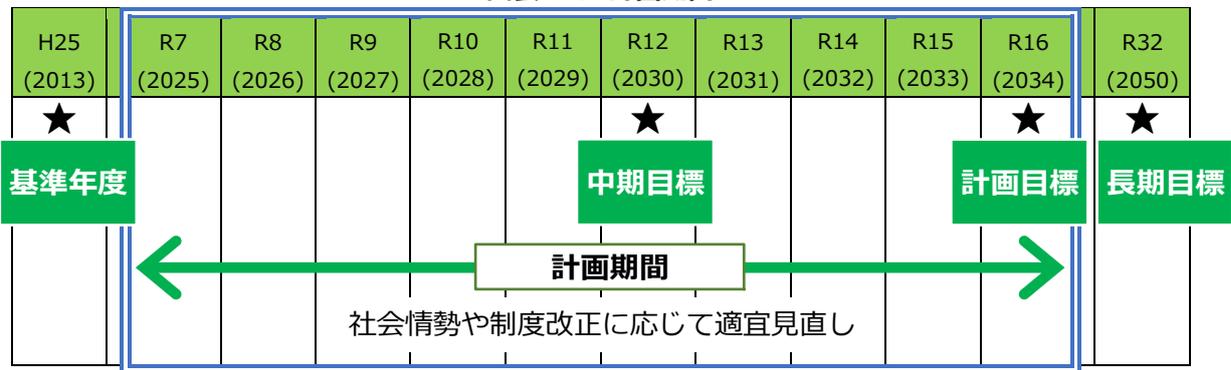
2-2 計画の期間と目標年度

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。

温室効果ガスの削減目標については、国の目標を踏まえ、平成25(2013)年度を基準年度、令和12(2030)年度を中期目標年度とするとともに、長期目標を令和32(2050)年度で設定し、長期的展望のもと温室効果ガス排出の削減に取り組みます。また、計画の最終年度である令和16(2034)年度に計画目標を設定し、本計画の評価・見直しに活用していきます。

なお、国際的枠組みなどの社会情勢の変化や、国、東京都の法令等の改正や制度改正等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

図表 1-9 計画期間



2-3 計画の対象及び削減目標とするガス

本計画の対象範囲は、市全域とし、対象者は市民・事業者・行政の三者とします。

本計画の対象ガスは、「地球温暖化対策推進法」で定める二酸化炭素やメタンなどの7種類の温室効果ガスとし、削減目標については、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に基づき、7種類のガスのうち本市の排出量の9割を占める二酸化炭素を対象とします。

なお、対象とする部門については「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」内に記載のある「地方公共団体の区分により対象とすることが望まれる部門」のうち、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂に関わる以下の表の分野とします。

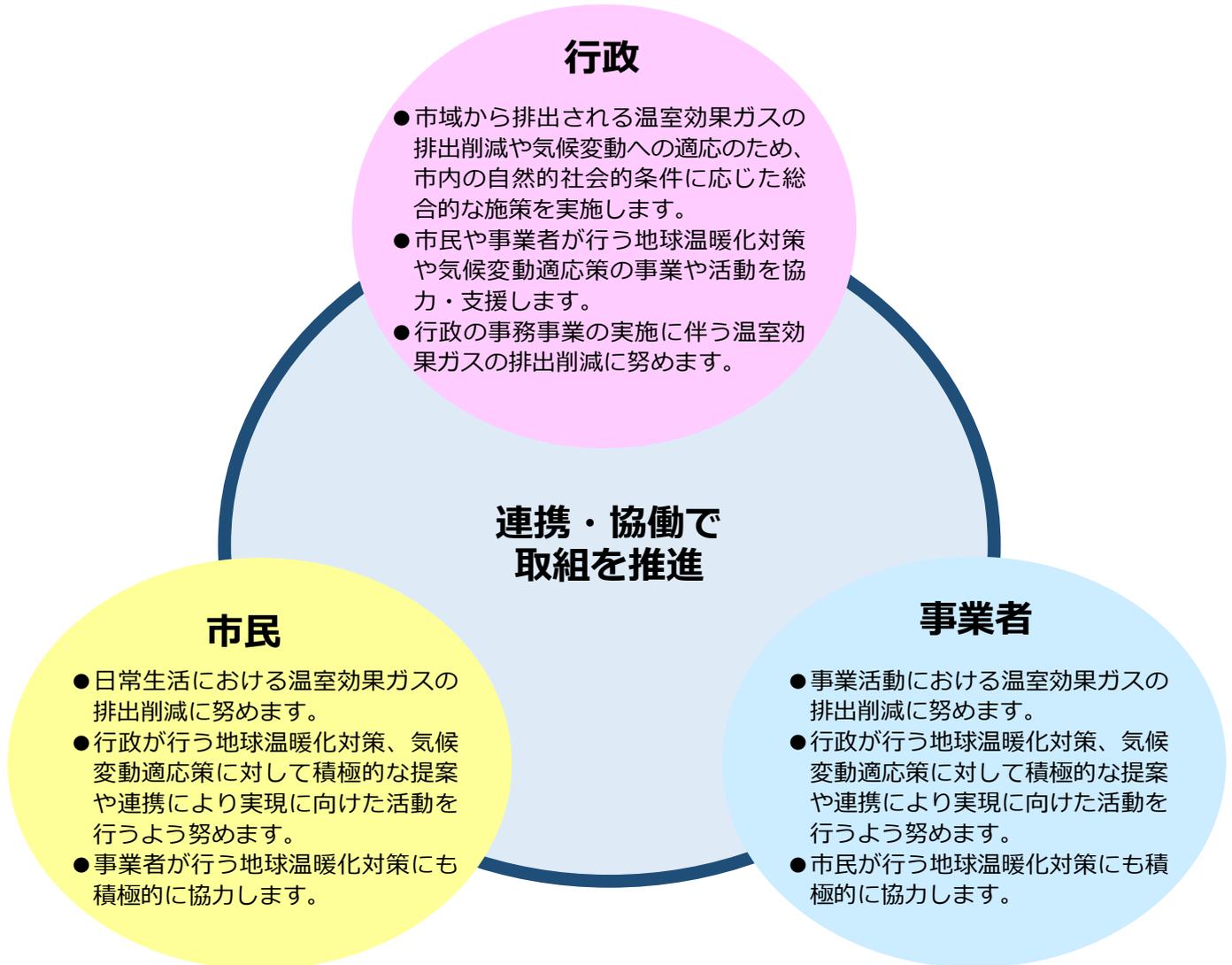
図表 1-10 対象部門

対象部門		排出源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		家庭部門	家庭でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		運輸部門	自動車やその他の移動手段でのエネルギー消費(燃料の使用)に伴い排出
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物中の廃プラスチック等の焼却処理時などに排出	

2-4 連携・協働による計画の推進

本計画は、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガス排出削減を目指すものです。行政が率先して地球温暖化対策、気候変動適応策に配慮した行動を実践するとともに、「ゼロカーボンシティ実現」のための施策を立案・推進し、市民・事業者との連携・協働により取組を推進していきます。

図表 1-11 計画推進のイメージ



第2章

本市の現状と課題

1 本市の地域特性

2 本市の二酸化炭素排出量等の現状

3 市域の気候変動の状況と将来予測

4 本市のこれまでの取組

5 計画策定に当たっての視点

6 地球温暖化対策の推進に向けての課題

1

本市の地域特性

1-1 位置と地勢

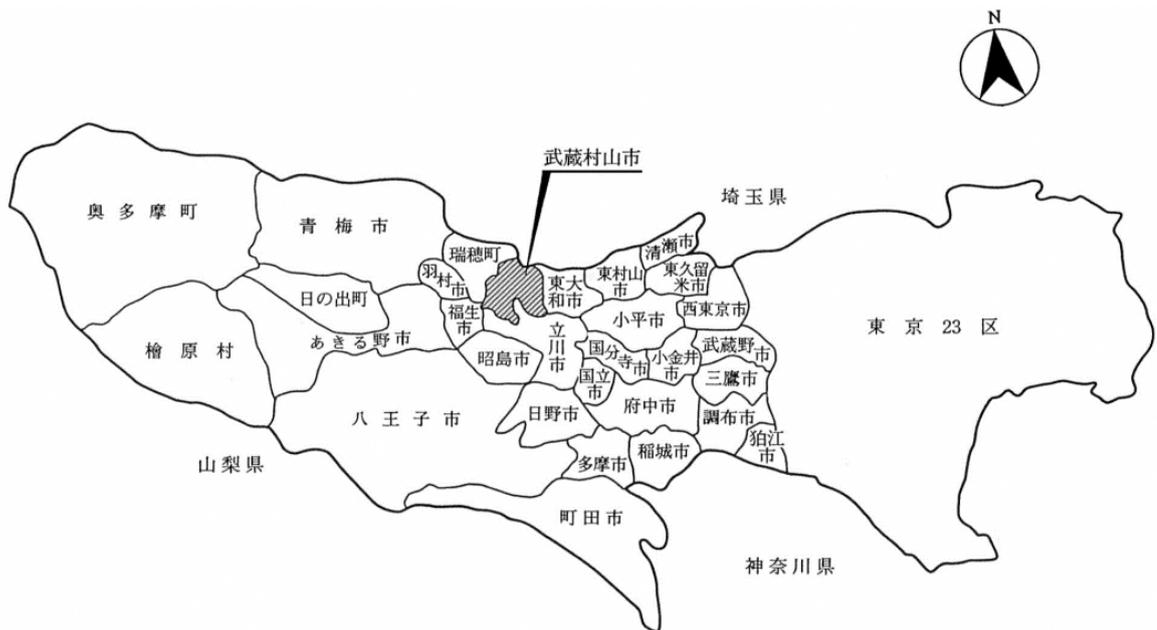
本市は、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人を訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑(野菜、茶、果樹園など)がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市域の北側から南東に向けて流れています。

図表 2-1 位置図



出典：武蔵村山市統計書(令和5年度版)

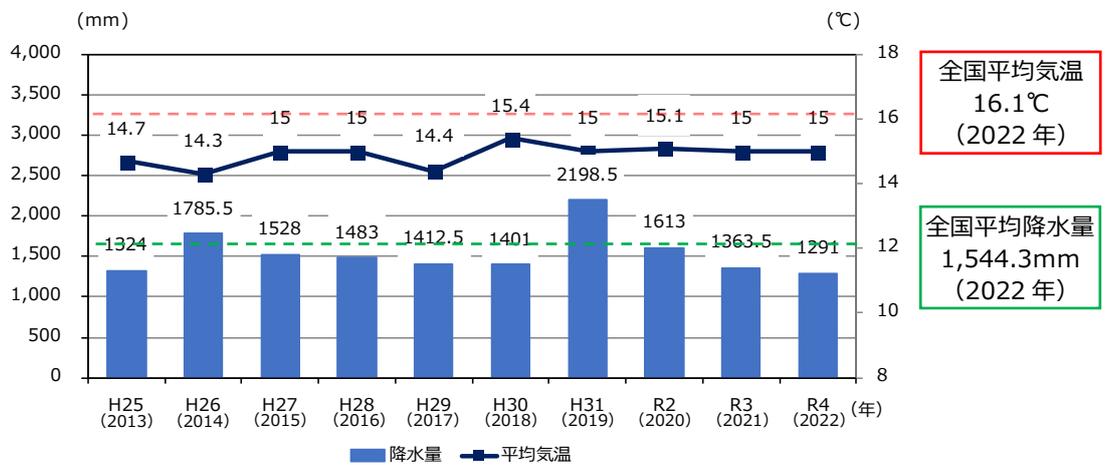
1-2 気候

本市から近い青梅気象観測所の気象データによると、令和4(2022)年の平均気温は15.0℃、年間降水量は1,291.0mmでした。平均気温は全国平均の16.1℃より低く、年間降水量は全国平均の1,544.3mmより少なくなっています。

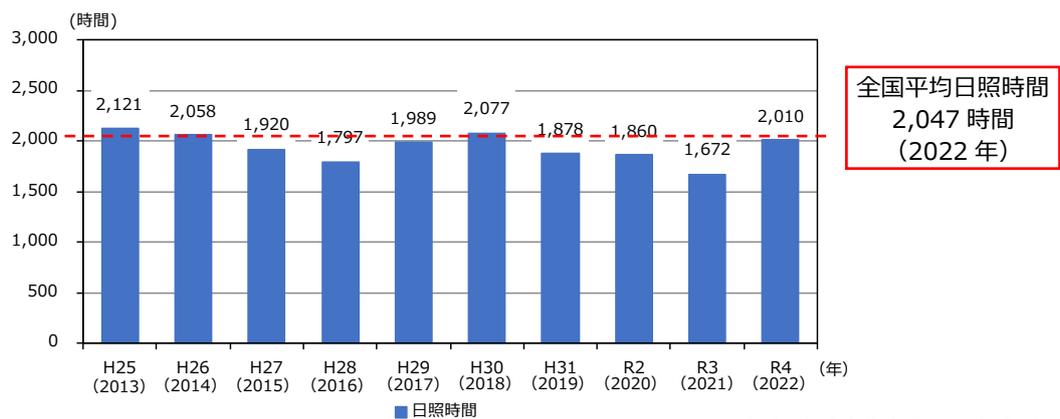
東京都全体では、令和4(2022)年の平均気温は16.4℃、年間降水量は年間1,615.5mmで、都内では比較的涼しく降水量が少ない結果となっています。

また、令和4(2022)年の日照時間は年間2,010時間前後と全国平均(約2,047時間)を下回っています。

図表 2-2 青梅観測所の年平均気温、降水量の推移



図表 2-3 青梅観測所の日照時間



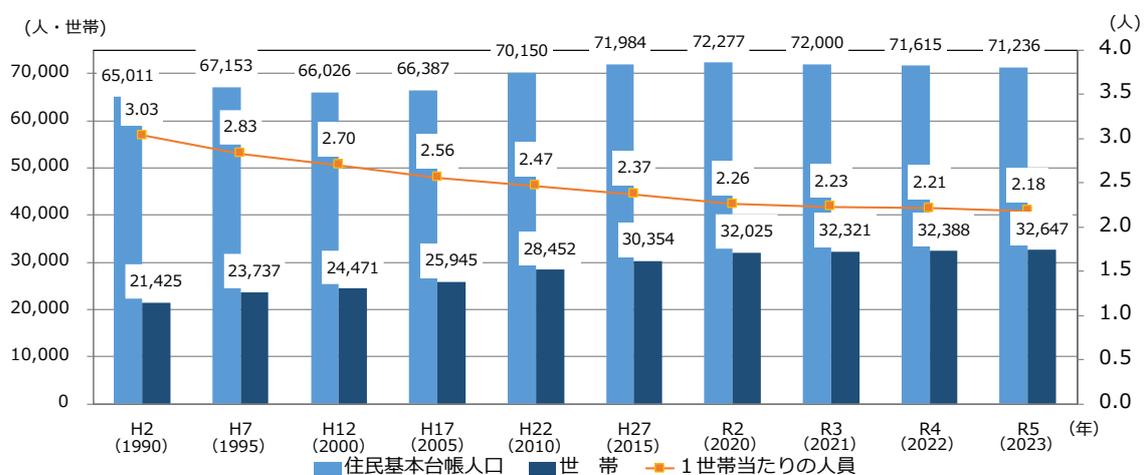
出典:気象観測データ(気象庁)

1-3 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数(住民基本台帳ベース)は、令和5(2023)年4月1日現在で71,236人、32,647世帯となっています。

人口は、平成2(1990)年から増加傾向でしたが、令和2(2020)年をピークに減少に転じています。世帯数は、平成2(1990)年から令和5(2023)年まで増加していますが、1世帯当たりの人員は平成2(1990)年の3.03人から令和5(2023)年は2.18人まで減少し、核家族化の進行や単身世帯が増加していることがうかがえます。

図表 2-4 人口と世帯数の推移



※各年4月1日現在

出典: 武蔵村山市統計書(令和5年度版)

1-4 産業

本市の産業別事業所数は、令和3(2021)年時点で、「第1次産業」が2件(0.1%)、「第2次産業」が677件(29.5%)、「第3次産業」が1,618件(70.4%)です。産業大分類別では、「卸売業, 小売業」が594件(25.9%)で最も多く、次いで「建設業」が403件(17.5%)となっています。

従業者数は、「第1次産業」が10人(0.0%)、「第2次産業」が7,575人(29.7%)、「第3次産業」が17,951人(70.3%)です。産業大分類別では、「卸売業, 小売業」が6,092人(23.9%)で最も多く、次いで「製造業」が5,513人(21.6%)、「医療, 福祉」が4,127人(16.2%)となっています。

図表 2-5 産業別事業所数・就業者数

産業分類	H28 (2016) 年				R3 (2021) 年			
	事業所数 (件)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数 (件)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総 数	2,378	100.0	25,388	100.0	2,297	100.0	25,536	100.0
第1次産業	2	0.1	12	0.0	2	0.1	10	0.0
A 農業, 林業	2	0.1	12	0.0	2	0.1	10	0.0
第2次産業	688	28.9	7,176	28.3	677	29.5	7,575	29.7
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	390	16.4	1,867	7.4	403	17.5	2,062	8.1
E 製造業	298	12.5	5,309	20.9	274	11.9	5,513	21.6
第3次産業	1,688	71.0	18,200	71.7	1,618	70.4	17,951	70.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	20	0.1	4	0.2	56	0.2
G 情報通信業	5	0.2	15	0.1	10	0.4	35	0.1
H 運輸業, 郵便業	101	4.2	2,455	9.7	92	4.0	2,197	8.6
I 卸売業, 小売業	641	27.0	6,013	23.7	594	25.9	6,092	23.9
J 金融業, 保険業	14	0.6	227	0.9	18	0.8	215	0.8
K 不動産業, 物品賃貸業	107	4.5	421	1.7	116	5.1	428	1.7
L 学術研究, 専門・技術サービス業	62	2.6	223	0.9	70	3.0	206	0.8
M 宿泊業, 飲食サービス業	244	10.3	2,339	9.2	205	8.9	1,995	7.8
N 生活関連サービス業, 娯楽業	162	6.8	1,015	4.0	153	6.7	918	3.6
O 教育, 学習支援業	74	3.1	509	2.0	68	3.0	536	2.1
P 医療, 福祉	152	6.4	3,655	14.4	171	7.4	4,127	16.2
Q 複合サービス事業	9	0.4	359	1.4	8	0.3	325	1.3
R サービス業 (他に分類されないもの)	114	4.8	949	3.7	109	4.7	821	3.2

※公務を除く

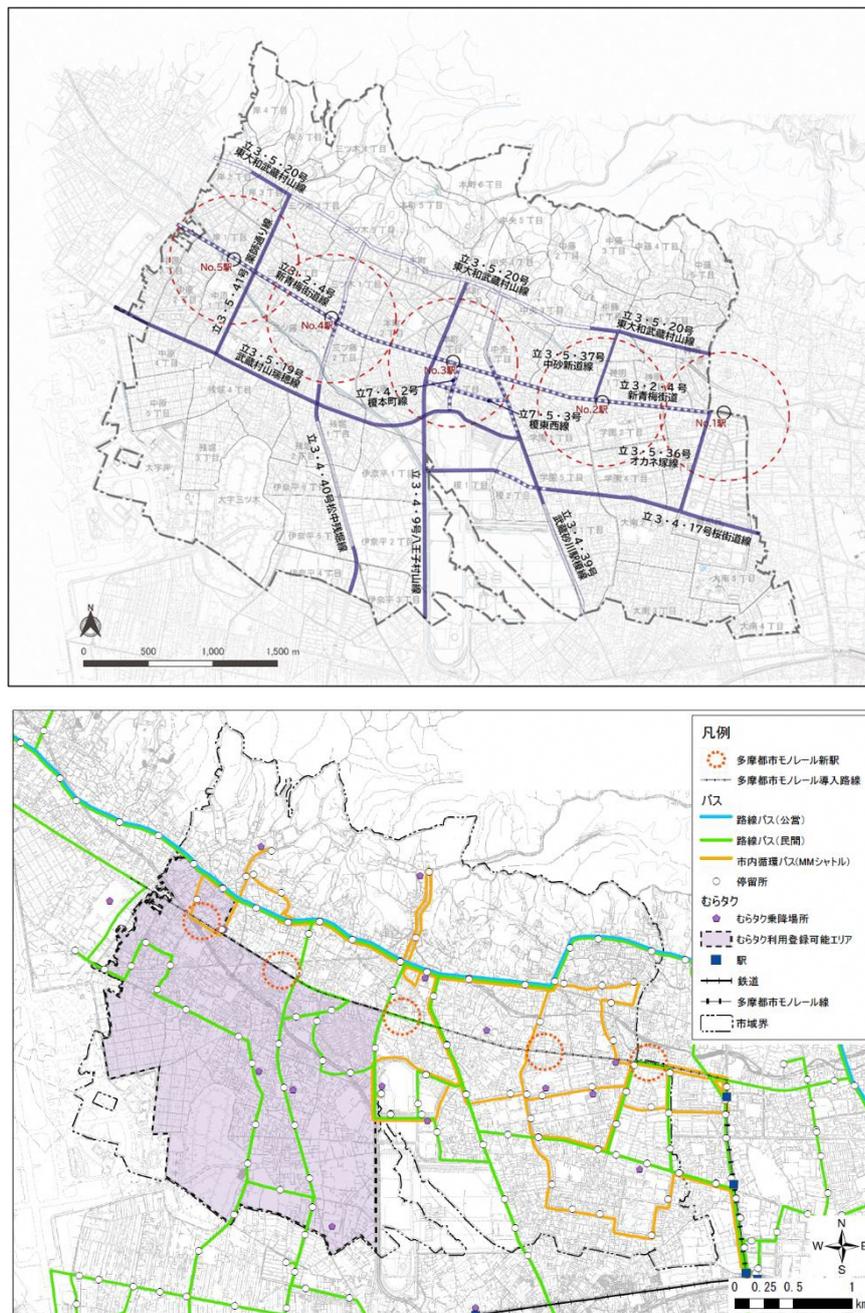
出典:令和3年経済センサス

1-5 交通

本市の都市計画道路は、全12路線、市内延長26,718m、うち完成延長13,819m、完成率51.7%となっています。立3・2・4号新青梅街道線は、幅員18mの部分は整備済みであり、現在、幅員30mとして拡幅整備事業を行っています。狭あいな道路は、市内の道路整備の進捗に合わせて年々減少しているものの、市内道路延長の約48.6%(約123,011m)を占めています。

現在市内に鉄道がありませんが、今後多摩都市モノレールの延伸が予定されており、市内には5つの駅の設置が計画されています。

図表 2-6 都市計画道路整備状況

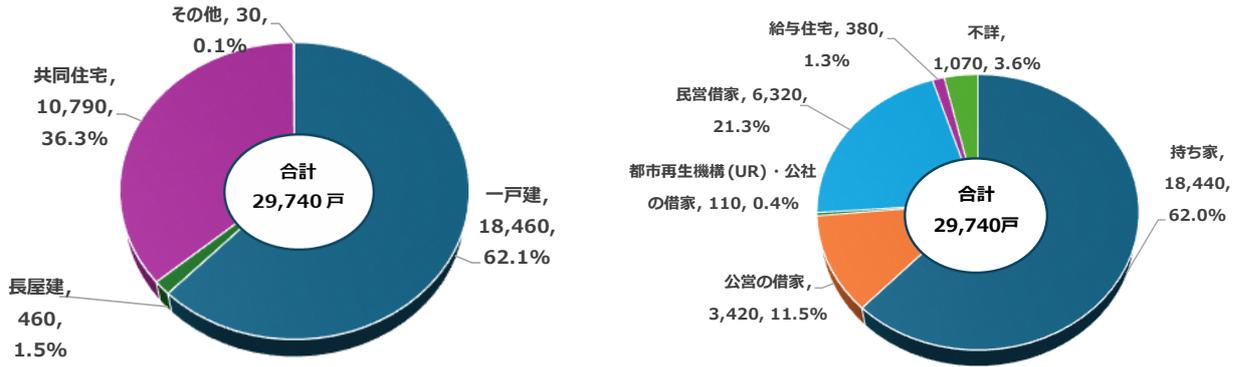


出典:武蔵村山市第二次まちづくり基本方針

1-6 住居

本市の住宅戸数は令和5(2023)年10月時点で29,740戸となっており、うち一戸建てが全体の62.1%を占めています。住宅の所有状況は、持ち家が18,440戸と全体の62.0%を占めており、次いで民間借家が6,320戸(21.3%)となっています。

図表 2-7 住宅戸数、所有状況（令和5（2023）年度）



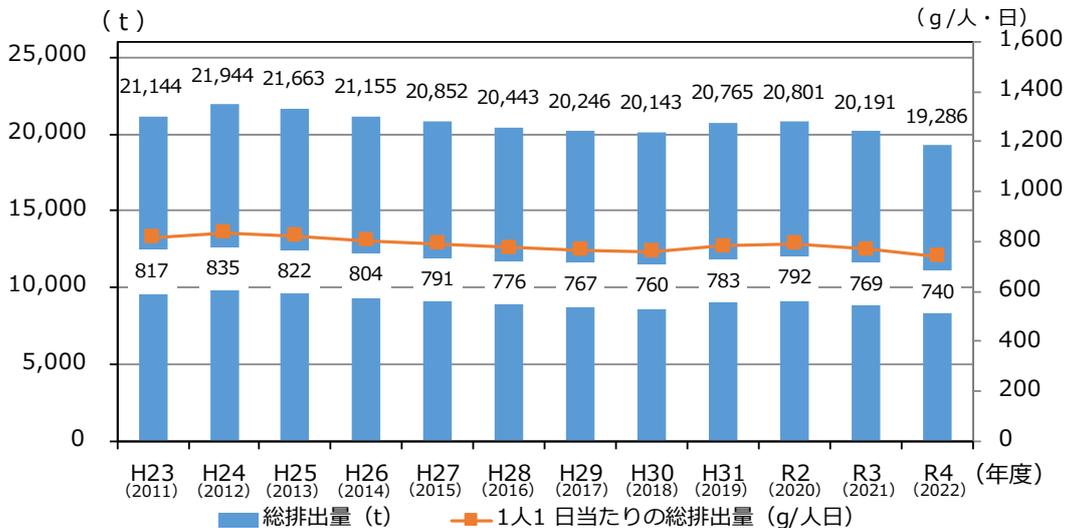
出典：総務省「令和5年住宅・土地統計調査」

1-7 ごみ

本市のごみの収集・運搬・処理は小平・村山・大和衛生組合(小平市中島町)で行われています。現在、新しいごみ焼却施設の整備が進められており、令和7(2025)年に運転開始が予定されています。

本市のごみの総排出量は減少傾向にあり、令和4(2022)年度は19,286tでした。1人1日当たりのごみ総排出量についても減少傾向にあり、令和4(2022)年度は740g/人・日でしたが、東京都平均の821g/人・日より少なくなっています。

図表 2-8 ごみ総排出量・1人1日当たりのごみ総排出量の推移



出典：多摩地域ごみ実態調査

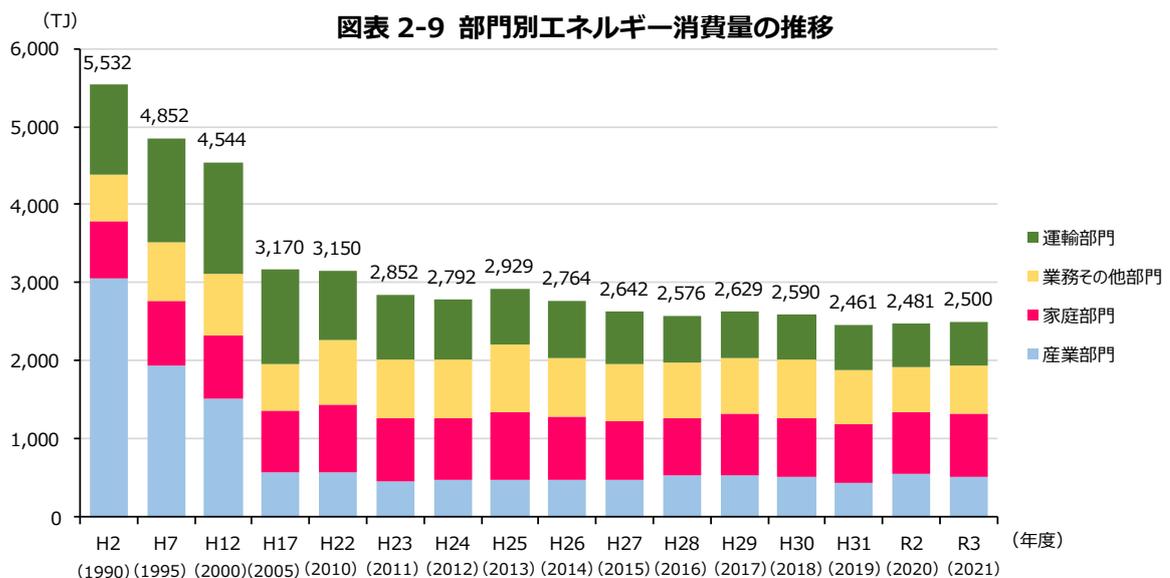
2

本市の二酸化炭素排出量等の現状

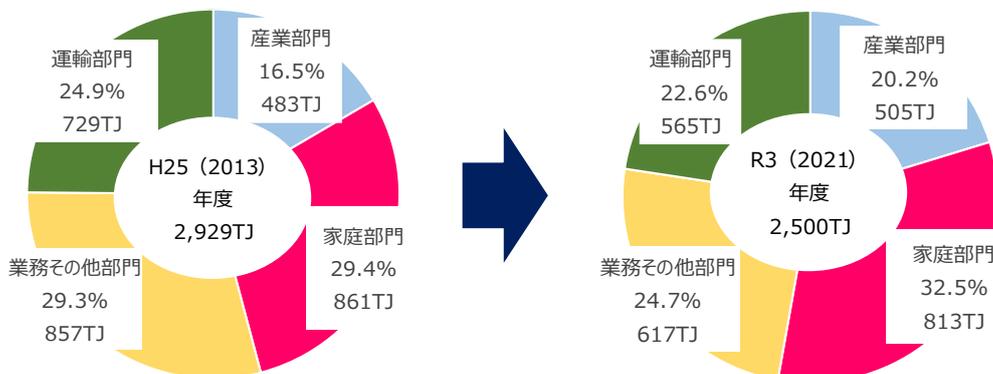
2-1 エネルギー消費量

本市のエネルギー消費量は、減少傾向で推移しています。基準年度となる平成25(2013)年度のエネルギー消費量は2,929TJ、令和3(2021)年度のエネルギー消費量は2,500TJと基準年度比で14.6%(429TJ)の減少となっています。部門別の増減をみると、年度により増減はあるものの、産業部門を除いて減少傾向で推移しています。

平成25(2013)年度の部門別割合は、家庭部門の消費量が最も多く、総消費量の29.4%(861TJ)を占め、次いで業務その他部門が29.3%(857TJ)、運輸部門が24.9%(729TJ)でした。令和3(2021)年度の部門別割合は、平成25(2013)年度と同様に家庭部門の消費量が最も多く、総排出量の32.5%(813TJ)を占め、次いで業務その他部門が24.7%(617TJ)、運輸部門が22.6%(565TJ)となっています。令和3(2021)年度における基準年度に対する部門別の減少率をみると、業務その他部門の減少率が高く△28.1%(241TJ)となっており、次いで運輸部門△22.4%(163TJ)、家庭部門△5.5%(48TJ)、産業部門は4.7%(23TJ)増加となっています。



図表 2-10 エネルギー消費量の部門別比率

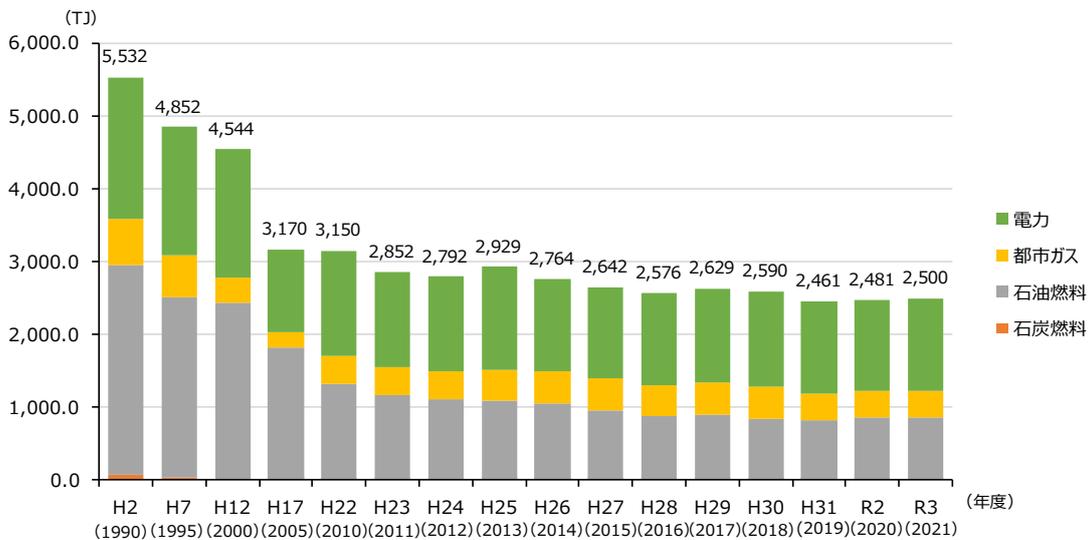


出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より本市にて加工
 ※端数を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります

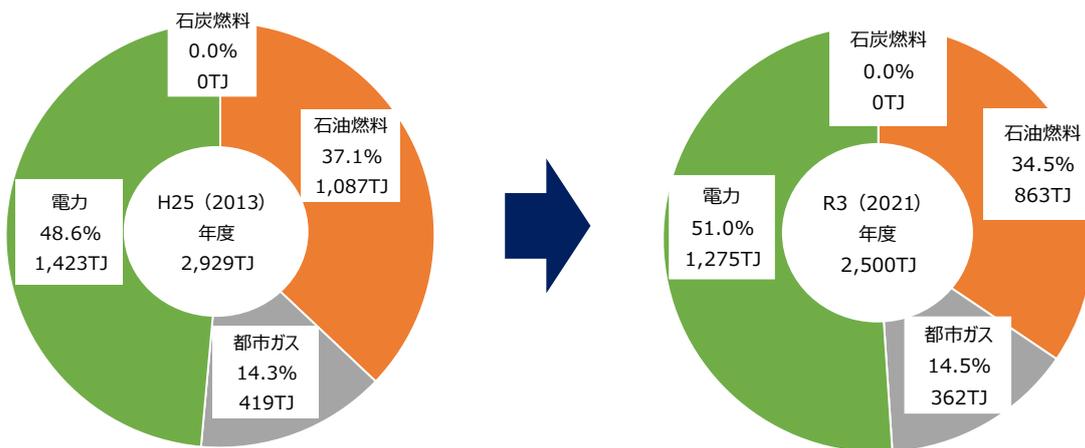
エネルギー源別の増減をみると、年度により増減はあるものの、全てのエネルギー種が減少傾向で推移しています。令和3(2021)年度における基準年度に対するエネルギー源別の減少率をみると、石炭燃料が△37.8%(0TJ)、石油燃料△20.6%(224TJ)、都市ガス△13.9%(57TJ)、電力△10.3%(147TJ)でした。

平成25(2013)年度のエネルギー源別消費割合は、電力が48.6%(1,423TJ)、石油燃料が37.1%(1,087TJ)、都市ガスが14.3%(419TJ)、石炭燃料が0.0%(0TJ)でした。令和3(2021)年度のエネルギー源別割合は、平成25(2013)年度と同様に電力の消費量が最も多く51.0%(1,275TJ)を占め、次いで石油燃料が34.5%(863TJ)、都市ガスが14.5%(362TJ)、石炭燃料が0.0%(0TJ)となっており、電力の占める割合が大きくなってきています。

図表 2-11 エネルギー源別エネルギー消費量の推移



図表 2-12 エネルギー消費量のエネルギー源別比率



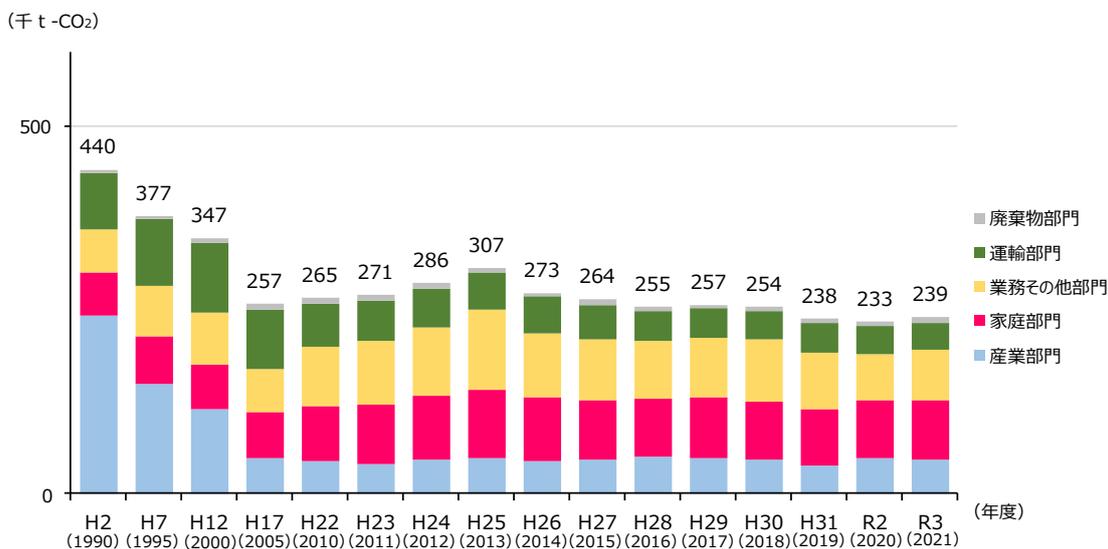
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より本市にて加工
 ※端数を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります

2-2 二酸化炭素排出量

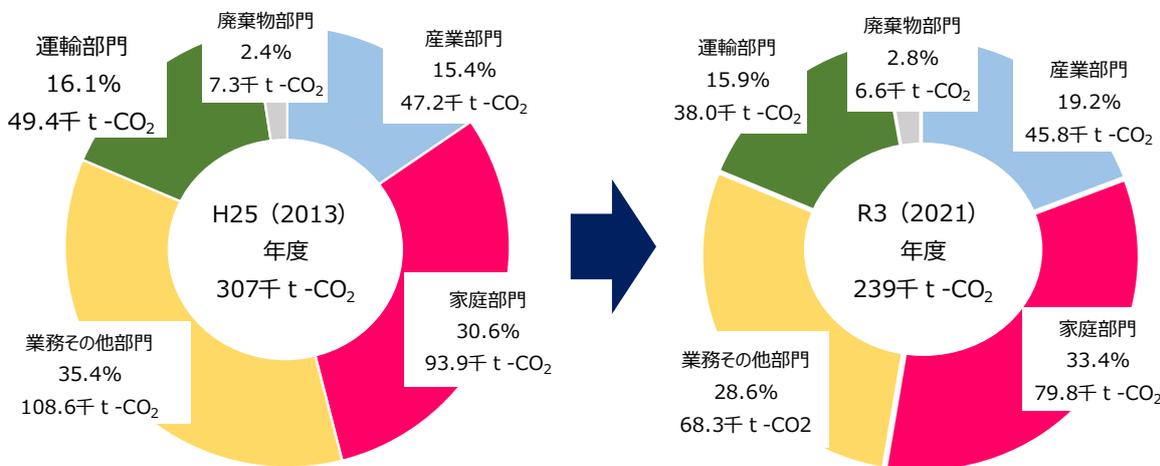
本市の二酸化炭素排出量は、基準年度となる平成25(2013)年度は307千t-CO₂、令和3(2021)年度は239千t-CO₂と基準年度比で22.1%の減少となっています。

部門別の増減をみると、年度により増減はあるものの、運輸部門、業務その他部門、家庭部門は減少傾向で推移しています。産業部門は年度により増減がありつつ、概ね横ばいの傾向で推移しています。令和3(2021)年度における基準年度に対する部門別の減少率をみると、業務その他部門の減少率が高く△36.9%(40.1千t-CO₂)、次いで運輸部門が△23.0%(11.4千t-CO₂)、家庭部門が△14.8%(13.9千t-CO₂)、廃棄物部門が△10.3%(0.8千t-CO₂)、産業部門が△2.8%(1.3千t-CO₂)でした。令和3(2021)年度の部門別排出割合は、家庭部門からの排出量が33.4%(79.8千t-CO₂)を占め、次いで業務その他部門が28.6%(68.3千t-CO₂)、産業部門が19.2%(45.8千t-CO₂)、運輸部門が15.9%(38.0千t-CO₂)となっており、産業部門からの排出量が減少していないため、全体に占める割合が基準年度と比較し大きくなっています。

図表 2-13 二酸化炭素排出量の推移



図表 2-14 二酸化炭素排出量の部門別比率

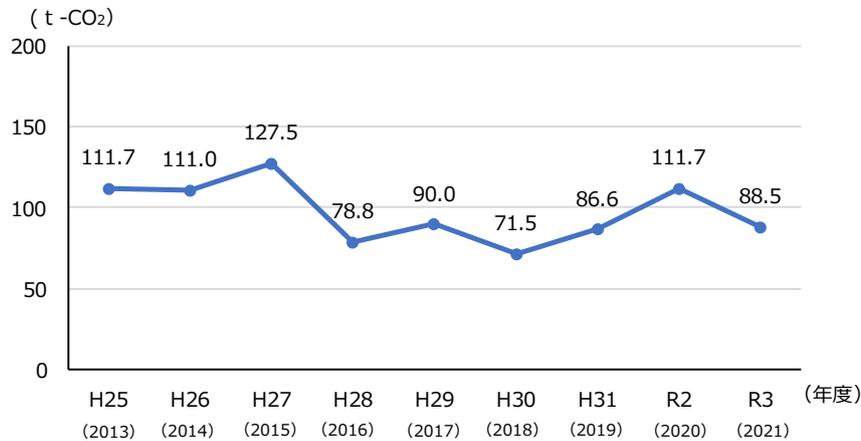


出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より本市にて加工
※端数を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります

2-3 森林吸収量

本市の森林吸収量は、基準年度である平成25(2013)年度で111.7t-CO₂、令和3(2021)年度で88.5t-CO₂となっており、年度により増減しつつも減少傾向で推移しています。

図表 2-15 森林吸収量の推移

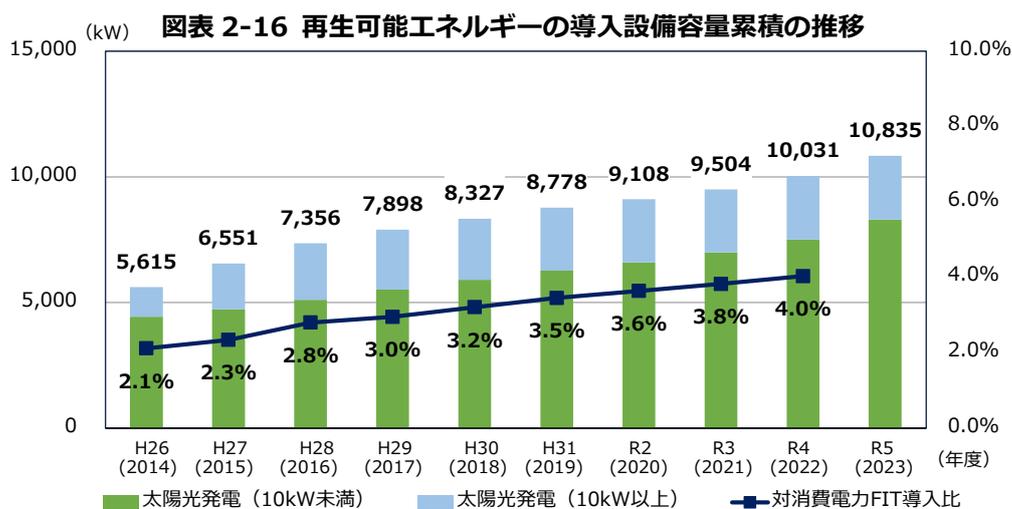


出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

2-4 再生可能エネルギー

本市の令和5(2023)年度における再生可能エネルギーの導入容量は、10kW未満の太陽光発電が8,301kW(77%)、10kW以上の太陽光発電が2,534 kW(23%)、合計10,835kWとなっています。令和4(2022)年度の発電量は11,714MWhで、市域の電気使用量に対する割合(対消費電力FIT導入比)は4.0%となっています。

経年でみると少しずつですが着実に増加しており、平成26(2014)年度と比較して、約1.9倍に増えていきます。



出典：環境省「自治体排出量カルテ」
資源エネルギー庁「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」
※折れ線グラフの対消費電力 FIT 導入費は、公表されている令和4年度分までを表示している。

3

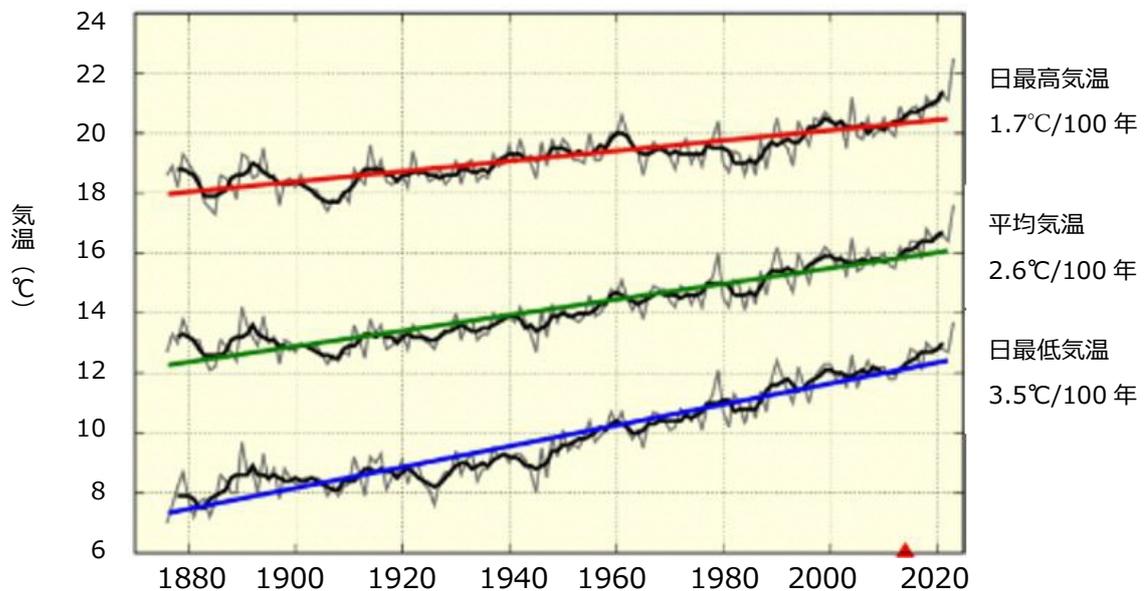
市域の気候変動の状況と将来予測

3-1 気温・降水量等の現状と将来予測

II 気温の現状

1880年からの長期的な推移において、東京都においても日最高気温が1.7℃/100年、平均気温2.6℃/100年、日最低気温3.5℃/100年と上昇傾向で推移しており、特に日最低気温の上昇幅が大きいなど気候変動による気温上昇の傾向が見て取れます。

図表 2-17 東京都の日最高気温・平均気温・日最低気温の長期的推移



出典: 気象庁 HP

II 降水量の現状

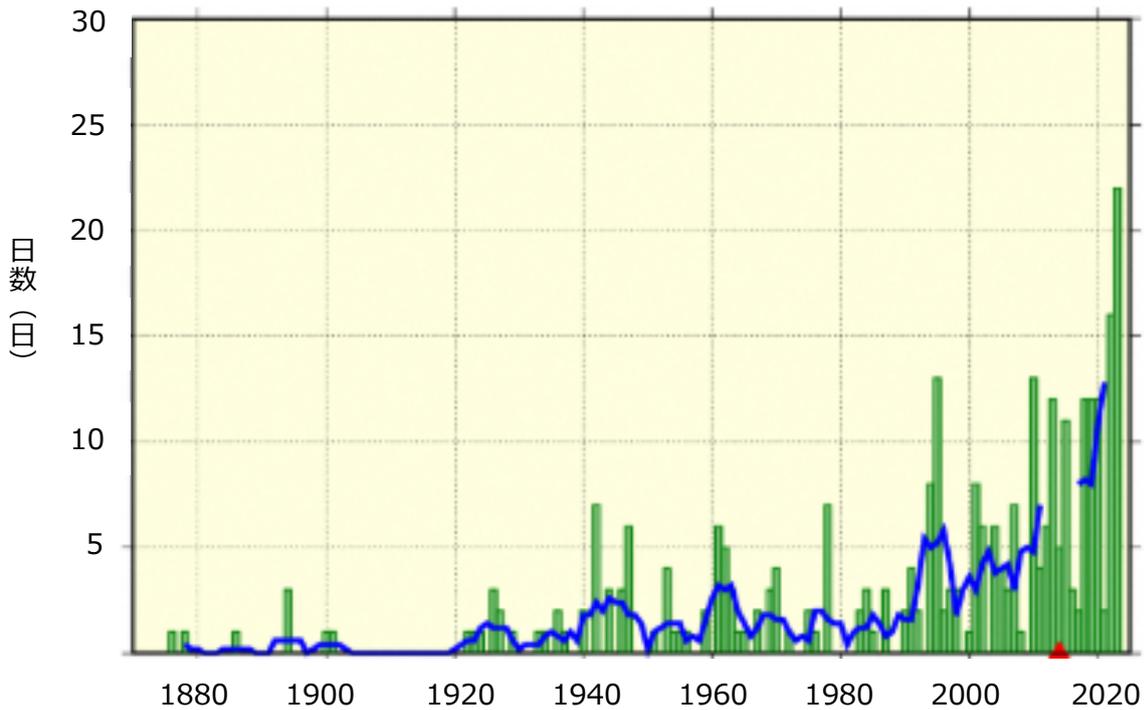
降水量は、年による増減が大きく、区部、多摩部、島しょ部とも明確な変化傾向は見られません。無降水日の日数は、区部では増加傾向にあり、多摩部、島しょ部では明確な変化傾向は見られません。短時間強雨(1時間降水量50mm以上)の気象庁がまとめた全国1,300地点の年間発生回数では、最近10年間の平均は、統計期間の最初の10年間の平均と比べて約1.5倍に増加しています。

出典: 東京都気候変動適応センター

猛暑日の日数

東京都の年間猛暑日日数は、年により増減があるものの、観測が始まった1880年と比較すると近年は大幅に増加しています。また、猛暑日日数の年間平均の将来予測においても、2010-2030年の年間平均と比較して2040-2060年は大幅に増加することが予測されています。

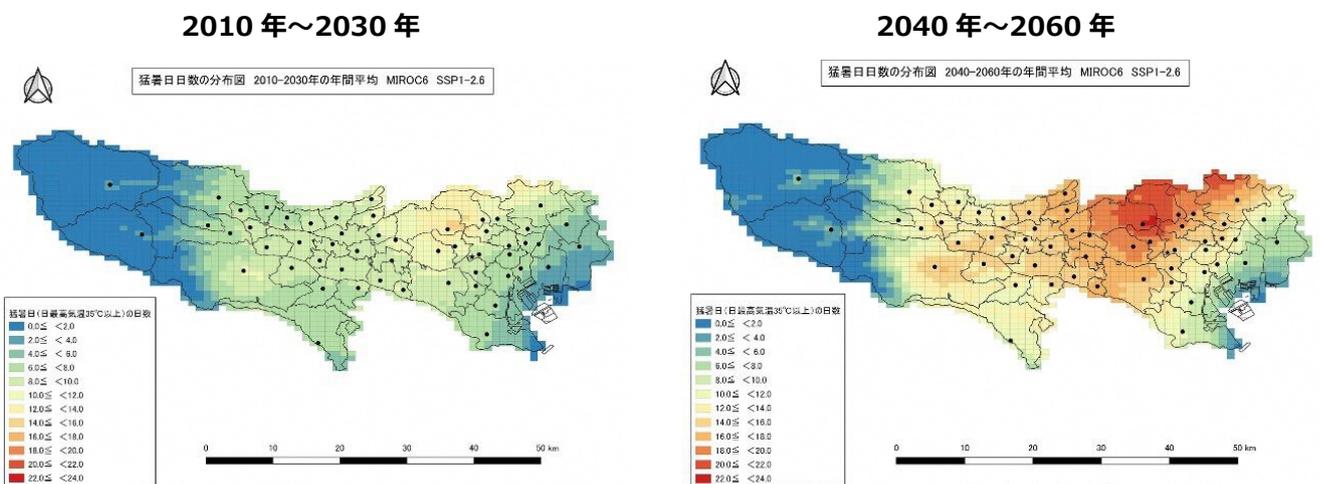
図表 2-18 東京都の年間猛暑日日数の推移



出典：気象庁 HP

※棒グラフ(緑)は毎年の値、折れ線グラフは(青)は5年移動平均値を示す。なお、▲の年は観測所の移転によりその前後でデータが均質でないとして、その前後の5年移動平均値は示していない。

図表 2-19 猛暑日日数の予測 (年間平均)



出典：東京都気候変動適応センター

II 将来予測

将来の温室効果ガスの排出を仮定したシナリオに沿って、実際の気候を再現している気候モデルを用いて将来の気候についてのシミュレーションが行われており、温室効果ガス濃度が最も多くなる想定(RCP8.5シナリオ)に基づいて実施したシミュレーション結果によると、多摩部では、年平均気温が2086年から2095年までに現在から約3.4℃上昇すると予測されています。

また、猛暑日が約3倍の年間37日に、真夏日は約1.3倍の年間77日に、熱帯夜に関しては約5.7倍の51日に増えると予測されています。

年降水量については、区部及び島しょ部では減少が予測されている一方、短時間強雨と無降水日は全ての地域で増加すると予測されています。

台風については、台風の強度が強まり、スーパー台風と呼ばれる強度で日本に達するとされ、個々の降水強度の増大により雨量が増加し、非常に激しい降水の頻度は増加すると予測されています。

このほか、東京周辺の沿岸域の年平均海面水位は、21世紀末(2081～2100年平均)には20世紀末(1986～2005年平均)と比べて、0.70m(0.45～0.95m)上昇すると予測されています。

出典:東京都の21世紀末の気候、東京都気候変動適応センター

3-2 本市における気候変動の影響評価

1 気候変動影響評価結果

本市のこれまでの気候の変化や将来予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、「東京都気候変動適応計画」等を踏まえて、本市において該当すると想定されるものを抽出・整理し、気候変動の影響評価を実施しました。

影響評価凡例					
【重大性】	● : 特に大きい	◆ : 特に大きいとは言えない	— : 現状では評価できない		
【緊急性】	● : 高い	▲ : 中程度	■ : 低い	— : 現状では評価できない	
【確信度】	● : 高い	▲ : 中程度	■ : 低い	— : 現状では評価できない	

分野	項目	既に生じている気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業	果樹	○かんきつでの浮皮、生理落果、日本なしの発芽不良、ぶどうの着色不良など、近年の温暖化に起因する障害は、ほとんどの樹種、地域に及んでいる。	○栽培適地の変化や、高温による生育障害が発生することが想定される。	●	●	●
	野菜等	○キャベツ等の葉菜類、ダイコン等の根菜類、スイカ等の果菜類等の収穫期が早まる傾向が見られており、生育障害の発生頻度も増加傾向にある。	○栽培時期の調整や品種選択を適正に行うことで影響を回避・軽減できる可能性はあるが、更なる気候変動により計画的な生産・出荷を困難にする可能性がある。	◆	●	▲
水環境・水資源	水環境(河川)	○全国の河川では、3,121観測点のうち、夏季は73%、冬季は77%で水温の上昇傾向が確認されている。 ○水温の上昇に伴う水質の変化も指摘されている。	○河川では、水温の上昇に加え、浮遊砂量増加、DO(溶存酸素量)の低下、異臭味の増加等水質の変化も予測されている。	◆	▲	■
	水資源	○無降雨・少雨が続くこと等により日本各地で渇水が発生し、給水制限が実施されている。	○無降水日数の増加が予測されており、渇水の深刻化などが予測されている。	●	●	●
自然生態系	生物季節	○植物の開花や、動物の初鳴きの早まりが確認されている。	○サクラの開花日の早期化など、様々な種への影響が予測されている。	◆	●	●
	分布や個体数の変動	○昆虫や鳥類などにおける分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されている。	○分布域やライフサイクル等の変化、種の移動、生育地の分断化などが予測されている。 ○侵略的外来生物の侵入、定着確率の増大が予測されている。	●	●	●
自然災害	水害(洪水、内水)	○比較的多頻度の大雨事象については、その発生頻度が経年的に増加傾向にあることが示されている。	○大雨の年間発生回数は現在に比べて増加し、氾濫発生確率も増えると予測されている。 ○降雨に対応した下水道を整備しても内水氾濫の被害が大きくなることが予測されている。特に都市部の脆弱性が指摘されている。	●	●	●
	土砂災害	○気候変動の影響による土砂災害の形態が変化しており、今後激甚化することが予測される。	○大雨の増加等により、斜面崩壊発生確率が増加し、土砂災害も増加する可能性がある。	●	●	●
	その他(強風等)	○台風の強度が上がっていることが報告されている。	○強風や強い台風の増加が予測されている。 ○強い竜巻の発生頻度の増加が予測されている。	●	●	▲

分野	項目	既に確認されている現象	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
健康	暑熱	○気温上昇による超過死亡の増加が確認されている。 ○熱中症搬送者数の増加が確認されている。	○熱ストレス超過死者数、熱中症搬送者数が増加すると予測されている。 ○屋外労働可能な時間が短縮する、屋外での激しい運動への警戒が予測されている。	●	●	●
	感染症	○気温上昇による感染性胃腸炎の流行時期の長期化が確認されている。	○大雨による水源への下水流入に伴う消化器疾患の発生が予測されている。	●	▲	▲
		○デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの生息域の拡大が確認されている。	○デング熱等の感染症リスクが高まる可能性がある。 ○日本脳炎を媒介する蚊の分布域が拡大する可能性がある。	●	●	▲
	その他	○光化学オキシダント濃度の上昇が確認されている。	○都市部での気温上昇による光化学オキシダント濃度上昇に伴い、健康被害が増加する可能性がある。	◆	▲	▲
○脆弱性が高い高齢者・小児・基礎疾患有病者等への健康影響が報告されている。		○暑熱による高齢者の死亡者数の増加が予測されている。	●	●	▲	
産業	産業・経済活動	○国内では、近年、自然災害に伴う保険金の支払額が増加している。	○自然災害の増加に伴う保険金支払額の増加、再保険料の増加の可能性がある。	●	▲	▲
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	○鉄道や航空機等の運休、道路の封鎖、停電の発生等、風水害が生活インフラに大きな影響を及ぼしている。	○大雨や渇水の頻度の増加等により、上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフライン、廃棄物の適正処理等にさらなる影響が及ぶ可能性がある。	●	●	●
	文化・歴史などを感じる暮らし	○サクラ、イチョウ、セミ、野鳥等の動植物の季節の変化がみられる。サクラの開花の早期化により地域の行事・観光業への影響がみられる。	○サクラの開花から満開までに必要な日数が短くなり、花見ができる日数の減少、観光への影響が予測されている。	◆	●	●
	暑熱による生活への影響	○ヒートアイランド現象の進行と気候変動の重なりによる都市域での大幅な気温上昇が懸念されている。	○都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域では大幅に気温が上昇する可能性がある。	●	●	●

4

本市のこれまでの取組

4-1 これまでの本市の地球温暖化対策

深刻化している地球温暖化問題に対応するため、本市ではこれまでに市域の二酸化炭素排出量を削減へとつながる以下の事業を実施してきました。

省エネ家電買換促進補助金

令和5(2023)年度に本市が定めた省エネ効果のあるエアコン又は冷蔵庫の買換に要する費用の一部を補助金として交付しました。令和5(2023)年度の事業で、505件申請があり、9,683,000円を交付しました。

ゼロカーボンシティ住宅普及促進事業補助金

市内の各家庭における省エネルギーの推進及び再生エネルギー普及促進を図るため、住宅の遮熱性塗装工事、断熱工事、太陽光発電システム設置及び家庭用蓄電池設置に要する費用の一部に補助金を交付しています。令和5(2023)年度は、268件申請があり、14,002,000円を交付しました。

学校におけるゼロカーボン教育の推進

市内小・中学校を対象として、校舎敷地を活用した太陽光パネルなどの施設の脱炭素化のほか、児童・生徒に対する環境意識の向上を目的として「ゼロカーボンチャレンジ校」を指定し、ゼロカーボン教育を推進しています。令和6(2024)年度は市内3校で実施しました。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定

熱中症予防を目的に、熱中症特別警戒アラートが発令された際に誰でも休憩できる場所を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として、本市が指定しています。

6～9月の期間中、暑さを一時的にしのげる場所として開放しており、熱中症特別警戒アラートが発表されていない際にも利用できるものです。

令和6(2024)年度は、公共施設31施設、民間施設1施設を指定しました。

公用車への電気自動車（EV）の導入

本市では、「武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公用車におけるZEVの導入を推進しています。令和6(2024)年度までに、公用車として電気自動車（EV）を11台（累計）導入しました。

また、本庁舎と市民総合センターに電気自動車（EV）充電設備を設置し、市民の方々に利用開放しています。

5

計画策定に当たっての視点

国内外の動向や本市の地域の現状を踏まえ、本計画の策定に当たり、全体の方向性として、以下の視点を盛り込むものとします。

Ⅰ 2050年カーボンニュートラルの実現

2050年のカーボンニュートラル実現のため、実現に向けた未来戦略を描き、令和16(2034)年までを重要な取組加速期間として位置付け、気候変動対策の強化を図ります。

Ⅰ 環境・経済・社会の統合的な課題解決

気候変動対策は、温室効果ガスの排出削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災や経済活性化など、地域の経済や社会などの様々な課題解決にもつながります。これらに資する部門横断的な施策を検討し、計画に盛り込みます。

Ⅰ 気候変動に適應するレジリエントなまちづくり

自然災害や健康被害などの本市における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応できるよう、グリーンインフラ^{※1}や自立・分散型のエネルギーなども有効に活用するレジリエント^{※2}なまちづくりの方向性を盛り込みます。

※1 グリーンインフラ

自然環境がもっている多様な機能(生物多様性保全、気候変動影響の緩和、レクリエーションなど)をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの

※2 レジリエント

レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ(しなやかさ)を持った「まち」のことをいう

6

地球温暖化対策の推進に向けての課題

本市における地球温暖化対策の推進に向けての課題を、部門別に整理しました。

6-1 産業部門（農業・建設業・製造業など）

- 産業部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約19%を占めており、近年は横ばいの傾向で推移しています。製造品出荷額(活動量)は増加傾向にありますが、活動量当たりのエネルギー消費量は減少しており、燃料転換や高効率な設備機器等への転換、再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化等が進んでいることがうかがえます。
- 産業部門では、石炭燃料や石油系燃料から天然ガスや電力への燃料転換や新たな二酸化炭素を排出しない燃料の活用などを進めていくほか、製造(生産)工程の脱炭素化など、活動量当たりのエネルギー消費量を削減するとともに、事業所建物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの有効活用等を積極的に促進することが必要です。

6-2 業務その他部門（サービス業など産業部門以外の業種）

- 業務その他部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約29%を占めており、減少傾向で推移しています。市内従業員数(活動量)は減少傾向にありますが、活動量当たりのエネルギー消費量も減少しており、燃料転換や高効率な設備機器等への転換、省エネルギー化が進んでいることがうかがえます。また、電力排出係数の改善も二酸化炭素排出量の削減に大きな効果をもたらしています。
- 業務その他部門では、地球温暖化対策推進法に基づく特定事業所等の規模の大きな事業所については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び国際的な企業への温暖化対策への要請に伴い、脱炭素に向けた取組が進むことが見込まれますが、本市の第三次産業の多くを占める中小規模事業者については、脱炭素型ビジネススタイルへの転換や、建物の脱炭素化等の取組を促進していくことが必要です。

6-3 家庭部門（家庭からの温室効果ガス排出）

- 家庭部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約33%を占めており、減少傾向で推移しています。世帯数(活動量)は増加傾向にありますが、活動量当たりのエネルギー消費量は他の部門と比較すると減少傾向が緩やかであり、省エネルギーの徹底や高効率照明や家電等の導入、家庭用の太陽光発電設備の設置などの取組があまり進んでいないことがうかがえます。
- 家庭部門では、省エネルギー型の家電や空調・給湯設備の導入など脱炭素型ライフスタイルへ転換していくとともに、断熱・遮熱に配慮した住宅の省エネ改修や太陽光発電設備や蓄電池の導入など、住宅の脱炭素化等の取組を促進していくことが必要です。

6-4 運輸部門(車やその他移動手段からの温室効果ガス排出)

- 運輸部門からの二酸化炭素排出量は、全体の約16%を占めており、減少傾向で推移しています。市内自動車走行量(活動量)は横ばいの傾向にありますが、活動量当たりのエネルギー消費量は減少しており、燃費性能の向上によりエネルギー消費が抑制されたことのほか、ハイブリッド車等の導入が進んでいることが考えられます。
- 運輸部門では、公共交通の利用やエコドライブの実践などによる省エネルギーの取組を継続するとともに、ガソリン車から電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)などの走行時のCO₂を排出しないZEV(ゼロエミッションビークル)に切り替えていくことが必要です。
- 本市では、モノレールの延伸が予定されており、公共交通の利用促進やモノレール駅沿線を中心とした脱炭素型のまちづくりの推進が必要です。

6-5 一般廃棄物(ごみの焼却による温室効果ガス排出)

- 一般廃棄物からの二酸化炭素排出量は、全体の約3%を占めており、増減を繰り返しながら微減傾向で推移しています。直接焼却量(活動量)は横ばい傾向で推移しているにも関わらず、二酸化炭素排出量が増減している要因としては、焼却ごみの中のプラスチックごみの比率の増減が考えられます。
- 一般廃棄物では市民・事業者・行政が資源循環のための4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)活動に取り組み、焼却するごみの量を削減する必要があります。また、二酸化炭素排出量は焼却ごみの中に含まれるプラスチック量に左右されるため、廃棄されるプラスチックの削減やリサイクルに取り組んでいくことが必要です。

6-6 森林吸収

- 本市で管理されている森林や都市公園等のみどりによる二酸化炭素吸収量は、令和3(2021)年度で約88.5 t-CO₂と推計され、二酸化炭素排出量の吸収源としては小さな数値となっています。近年は減少傾向で推移していることから、吸収源である貴重な森林や都市公園等のみどりを将来にわたって保全・管理をしていくとともに、プラスに転換していくことが必要です。

6-7 気候変動への適応

- 気候変動の影響評価から、本市でも様々な気候変動影響が生じることが予測されており、気温上昇や大雨等については既に影響を及ぼしています。
- 地球温暖化対策においては、温室効果ガスの削減のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に備える「適応策」に取り組む必要があります。局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症(デング熱など)の拡大、農作物への影響等も想定されることから、防災・減災、健康・福祉、農業などの他分野とも連携した適応策の推進が必要です。

第3章

計画の目標

1 本市の目指す将来像

2 計画の目標

1

本市の目指す将来像

「武蔵村山市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を実現した2050年の本市の姿、目指すべき将来像を以下のとおり掲げます。

2050年ゼロカーボンを実現するまちづくり ～地域のエネルギーを活用・循環させるまち むさしむらやま～

本市が目指す姿は、市内で必要となるほぼ全てのエネルギーを、太陽光発電や水素エネルギーなどの再生可能エネルギーで賄い、エネルギーの地産地消ができるまちとなっていることです。

個々の住宅や建物、乗り物が、エネルギー性能を高めて必要なエネルギー量を最小化し、再生可能エネルギーを生産・利用することで、将来像の実現を目指します。

図表3-1 ゼロカーボンシティを実現した2050年の本市の姿



※1 ZEH(ゼッチ):Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅

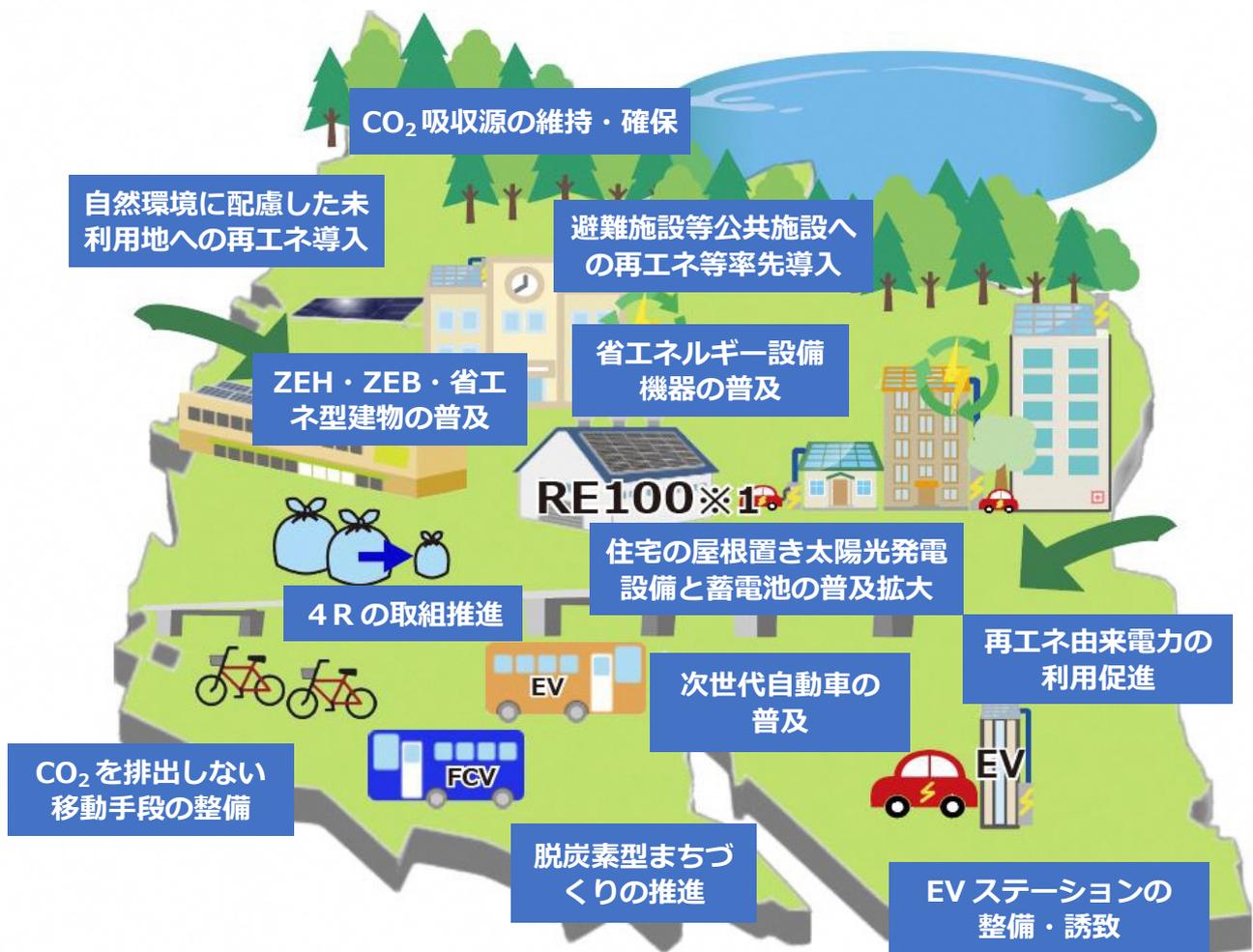
※2 ZEB(ゼブ):Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物

※3 ZEV(ゼブ):Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ヴィークル)の略。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)のこと

2050年の本市の姿、目指すべき将来像の実現に向けたマイルストーンとして、本計画期間内において、徹底した省エネルギー行動の実践、地域の自然環境や生活環境に配慮した再生可能エネルギーの導入、まちのレジリエンス強化、吸収源対策などの取組の強化・充実を図りながら、気候変動対策を加速させていきます。また、本市への多摩都市モノレールの延伸を脱炭素のまちづくりの好機ととらえ、モノレール駅を中心としたまちづくりにゼロカーボンシティを目指すための視点を盛り込みます。

このほか、将来像の実現に至る過程において、SDGsの考え方のもと、気候変動対策を進めることで、まちづくりに関する様々な課題に対しても波及効果を生み出せるよう、取組を推進します。

図表 3-2 本計画期間で目指す姿



行動変容につながる基盤整備・気候変動対策の加速化

※1 RE100:Renewable Energy 100%(再生可能エネルギー100%)の略称。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加している取組

2

計画の目標

2-1 二酸化炭素排出量の削減目標

国及び東京都が掲げる温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、二酸化炭素排出量と吸収量を相殺する二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、本市の二酸化炭素排出量の削減目標を以下のように掲げます。

長期目標

令和32（2050）年度までに二酸化炭素（CO₂）排出量**実質ゼロ**

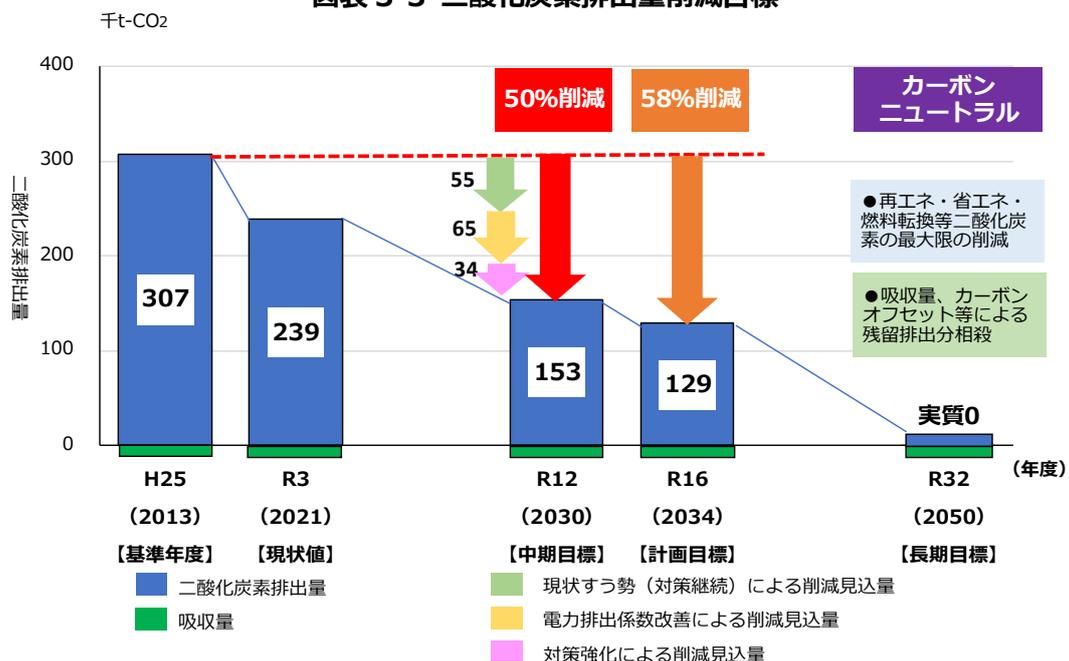
中期目標

令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で
市内の二酸化炭素（CO₂）総排出量を**50%削減**

計画目標

令和16（2034）年度までに平成25（2013）年度比で
市内の二酸化炭素（CO₂）総排出量を**58%削減**

図表 3-3 二酸化炭素排出量削減目標



● (参考) 中期目標における部門別削減量の目安

部門	H25 (2013) 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	R12 (2030) 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	基準年度 (H25 (2013) 年度) からの削減量 (千 t-CO ₂)			基準年度比削減率 (%)	参考 (現状値: R3 (2021) 年度)		
			現状すう勢 (対策継続) 分	電力排出係数 改善分	対策強化分		うち対策強 化分	排出量 (千 t-CO ₂)	R3 (2021) 年度比 削減率 (%)
産業	47.3	33.5	-13.8	3.6	-15.2	-29.2%	-4.6%	46.0	-27.2%
業務	108.6	34.5	-74.2	-42.3	-24.7	-68.3%	-6.6%	68.5	-49.7%
家庭	93.9	44.5	-49.4	-5.4	-24.6	-52.6%	-20.7%	80.0	-44.3%
運輸	49.6	34.7	-14.9	-11.0	0.0	-30.0%	-7.9%	38.1	-9.1%
廃棄物	7.4	6.2	-1.3	-0.3	0.0	-16.9%	-13.5%	6.7	-7.3%
計	306.9	153.3	-153.5	-55.4	-64.5	-50.0%	-11.0%	239.4	-35.9%
森林吸収量	-0.1	-0.1						-0.1	0.0%
二酸化炭素排出量 合計	306.8	153.2	-153.5			-50.0%	-11.0%	239.3	-36.0%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値があわない項目があります

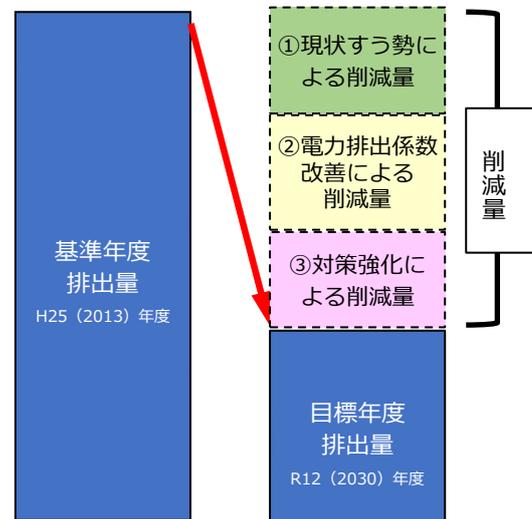
削減量の考え方について

中期目標の設定に当たっては、基準年度からの削減量を、①現状すう勢(対策継続)による削減量、②電力排出係数※改善による削減量、③対策強化による削減量を積み上げて算出しています。

①現状すう勢(対策継続)はこれまでの取組が現状のままいくことによる削減量で、国や東京都の制度変更や科学技術等の進展による削減量なども含まれます。

②電力排出係数改善は、再生可能エネルギーなどにより発電に伴う二酸化炭素排出量が減少することで、国のエネルギー電源構成が大きく影響します。

③対策強化による削減量とは、市民や事業者の行動変容の促進、省エネルギー型の設備機器の導入・更新の促進、再生可能エネルギー設備の導入の促進、住宅などの建物の省エネルギー化の促進などが、市の施策によりこれまで以上の水準で取り組んだことで削減される量を削減可能量として試算しており、③の取組が本市の削減量に大きく貢献することから、目標達成のためには市民・事業者・行政の取組がとても重要です。



中期目標における対策強化による削減量の内訳

削減区分	削減量 (t-CO ₂)
家庭の省エネルギー・脱炭素の取組促進	5,700
事業者の省エネルギー・脱炭素の取組促進	1,700
積極的な再生可能エネルギーの活用	10,400
建物の省エネルギー化・脱炭素化の促進	11,000
移動の脱炭素化の推進	3,900
ごみの削減	1,000
対策強化による削減量合計	33,700

※電力排出係数:電力1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素(CO₂)を排出したかの目安
再生可能エネルギーでの発電など発電にかかる二酸化炭素排出量が減少することで、排出係数が改善される

2-2 再生可能エネルギーの導入目標

本市で最も導入ポテンシャルの高い再生可能エネルギーは太陽光です。中でも戸建住宅や業務系ビルのポテンシャルが高いといえます。

本市で最も導入ポテンシャルの高い再生可能エネルギーである太陽光の利用を促進するため、再生可能エネルギー導入目標を以下のように掲げます。

再エネ導入目標

**令和12（2030）年度までに
太陽光発電設備容量を28,000kWまで増加（累計）**

※FIT 認定分をもとにした目標値で、令和5(2023)年度比で約2.6倍に相当
CO₂削減量に換算すると、14,460t-CO₂に相当

図表 3-4 建物ごとの太陽光発電設備導入目標

項目	令和5(2023)年度(現状値)		令和12(2030)年度(累計)	
	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
戸建て住宅	8,301	9,381	20,200*	22,827
集合住宅	—	—	2,900	3,277
産業・業務系	2,534	2,863	4,900	5,537
合計	10,835	12,244	28,000	31,641

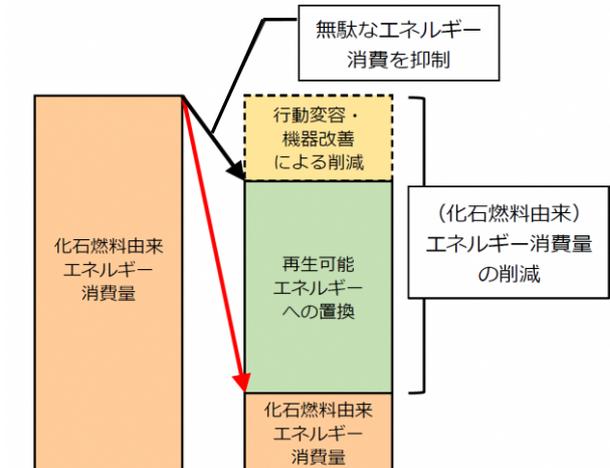
※10kW未満の太陽光発電設備が戸建て住宅への導入と考えた場合、令和5(2023)年度時点で2,215世帯(FIT・FIP認定分)に導入されていると考えられます

令和12(2030)年度の目標達成のためには、戸建て1軒当たり3.5kWの太陽光発電設備を設置すると仮定した場合、市内の5,615世帯で導入されている必要があり、追加で3,400世帯、年間にして486世帯で導入していくことが必要です

二酸化炭素排出量の削減と再生可能エネルギーの関係

本計画で示す二酸化炭素排出量の削減は、エネルギー消費を削減することと同義ですが、日常生活や経済活動に必要不可欠なエネルギー消費を削減するということではありません。化石燃料を原材料としたエネルギー消費を削減するということです。すなわち、無駄なエネルギーの消費は抑えつつも、必要不可欠なエネルギーは、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーで賄っていく、現在の化石燃料由来のエネルギーを太陽光などの再生可能エネルギーに置き換えていくということになります。

<エネルギー消費量の削減の仕組み>



第4章

目標達成に向けた取組

1 基本方針と施策体系

2 目標達成に向けた施策

3 重点施策

1

基本方針と施策体系

本市の脱炭素実現に向け、5つの基本方針を以下の図のとおり決めました。各基本方針を達成するため、施策の柱を設定し推進していきます。

図表 4-1 基本方針と施策の柱

基本方針	施策の柱
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進 	(1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大 (2) 再生可能エネルギーの利用拡大
2. 省エネルギーの取組の促進 	(1) 家庭における省エネルギー対策の促進 (2) 事業所における省エネルギー対策の促進 (3) 建築物の省エネルギー対策の促進 (4) 公共施設における率的取組の推進
3. まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進 	(1) 移動手段の脱炭素化の促進 (2) スマートコミュニティの推進 (3) 4Rの推進 (4) 吸収源対策の推進
4. 気候変動適応策の推進 	(1) 自然災害の備えと影響軽減の取組推進 (2) 健康被害対策の推進 (3) 生活や事業活動への影響対策の推進
5. 行動変容につながる基盤の整備 	(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進 (2) 環境教育・環境学習の推進 (3) 気候変動対策に関する情報受発信の充実

※各施策の柱に関連するSDGsの主な目標を基本方針に一括して表示しています

2

目標達成に向けた施策

基本方針 1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策展開の方向性

戸建住宅が市内全体の住宅戸数の6割を占める本市において、住宅に設置される太陽光発電設備は域内の重要なエネルギー源となります。自然環境や生活環境への影響に配慮した上で、太陽光エネルギーの更なる有効活用を促進します。創られる再生可能エネルギーは、地域資源として捉え、域内消費を推進し、エネルギーの地産地消を目指します。

市の施策

(1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

さらに、防災拠点となる公共施設等においては、太陽光発電のほか、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。

	施策	担当部署
①	自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、住宅や工場、商業施設、公共施設などの屋根や駐車場、遊休地など太陽光発電設備が設置可能な場所の活用を図り、再生可能エネルギー発電量を増加させます。	環境課
②	家庭や事業所への太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入に対する支援を拡充するとともに、市内事業者等と連携した導入促進策を検討します。	環境課
③	家庭や事業所における再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池の導入、コージェネレーションシステムの導入を促進します。	環境課
④	市内で発電された再生可能エネルギー由来電力の自家消費を前提に、余剰分を地域内で利用できる仕組みの構築を目指します。	環境課
⑤	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電）、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。	環境課 防災安全課 関係各課
⑥	国や東京都の補助・支援制度や再生可能エネルギー由来の電力の情報など、再生可能エネルギーの導入・活用に関する情報発信を行います。	環境課
⑦	使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。	環境課

(2) 再生可能エネルギーの利用拡大

公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進するとともに、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。

	施策	担当部署
①	公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。	環境課
②	共同購入事業の利用など、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来電力への契約見直しを呼びかけます。	環境課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 家庭用太陽光発電システム、蓄電池等の積極的な導入に努める。
- (2) 再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者との契約を検討する。
- (3) エネルギーの地産地消の取組に積極的に協力する。

事業者の取組例

- (1) 事業所への太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギー設備の導入に努める。
- (2) 再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者との契約を検討する。
- (3) エネルギーの地産地消の取組に積極的に協力する。

施策指標

指標	現状値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
公共施設への太陽光発電設備導入施設数	8 件	設置可能な建物、敷地の 70%以上に設置
戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率 (導入件数) ※	12% (2,215 件)	30% (5,615 件) (令和 12 (2030) 年度目標値)

※FIT 制度・FIP 制度による導入件数より算出

基本方針 2

省エネルギーの取組の促進

施策展開の方向性

市民や事業者などの日常的な習慣として省エネルギー行動を浸透、定着させるとともに、住宅や建築物、家電製品、設備・機器、自動車などで、エネルギー効率に優れ、温室効果ガスの排出が少ない技術を取り入れるよう促すことで、日々の暮らしや仕事などのあらゆる場面で脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルを実現します。

さらに、家庭や事業所において再生可能エネルギーの利用や省エネルギー性能に優れた設備・機器の導入を促進し、その成果を広く市民、事業者に周知します。

市の施策

(1) 家庭における省エネルギー対策の促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座などを開催し、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」への参加促進や「ゼロエミッション東京」の取組の啓発を行います。

また、引き続き省エネルギー型設備の設置・購入に対する補助を実施します。

	施策	担当部署
①	家庭における効果的な省エネ行動の促進のため、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」への参加を呼びかけます。	環境課
②	「ゼロエミッション東京」の取組の情報発信を行い、脱炭素社会の実現に向けた意識啓発に努めます。	環境課
③	国の「うちエコ診断」の利用に向けた啓発を進めます。	環境課
④	家庭におけるHEMSの導入・活用など、エネルギーの『見える化』による効率的なエネルギー利用を促進します。	環境課 関係各課
⑤	住宅への省エネルギー型設備機器の導入を促進します。	環境課
⑥	市民に対するエコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課

(2) 事業所における省エネルギー対策の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供を行い、脱炭素経営の普及・拡大を促進します。

	施策	担当部署
①	東京都の中小規模事業所の省エネルギー診断事業の活用などによる省エネ診断の受診を促進します。	環境課
②	「優良特定地球温暖化対策事業所」の認定登録について周知を図ります。	環境課
③	設備・機器の運転の最適化（エコチューニング）、事業所のエネルギー管理システム（EMS）の利用を促進します。	環境課
④	補助金やあっせん融資等の効果的な支援策について、国や東京都の補助等に関する情報提供を行うほか、本市においても支援策の検討を行い、省エネルギー設備・機器の導入を促進します。	環境課
⑤	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課
⑥	脱炭素に配慮したビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化など脱炭素経営に関する事例の提供、セミナーの開催など、省エネルギーの知識や意識の向上を図ります。	環境課 産業観光課
⑦	二酸化炭素の削減に配慮した商品・技術の開発や新たなビジネスの育成・支援を進めます。	環境課 産業観光課

(3) 建築物の省エネルギー対策の促進

エネルギー性能の高い住宅やビルのメリットをPRし、新設される住宅やビルのZEH、ZEB化を促進するほか、既存住宅の改修時における断熱リフォームを推奨するなど、建築物の省エネルギー化を促進します。

また、新築・改築の公共施設はZEB化を図るとともに、改修時にはエネルギー性能の向上を図ります。

	施策	担当部署
①	戸建住宅や集合住宅、ビルの新築・改築・改修時には、ZEH、ZEBなど脱炭素に配慮した建築物となるよう情報提供を行います。	環境課
②	既存住宅の窓や床・壁の断熱リフォームなど、環境性能を向上させる改修工事に対する支援の拡充を図ります。	環境課
③	建築物の省エネルギー化・長寿命化を促進するための各種法律「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」などについての情報発信を行います。	環境課
④	CASBEE（建築環境総合性能評価システム）について情報提供を行います。	環境課 都市計画課
⑤	市営住宅の改築・改修においては、省エネルギー性能の向上や長寿命化を推進します。	環境課 都市計画課

(4) 公共施設における率優先的取組の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

	施策	担当部署
①	「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、本市の事務事業における省エネルギー化を推進します。	環境課 関係各課
②	公共施設の設備・機器更新の際には、LED照明や高効率設備等の省エネルギー設備・機器の導入に取り組みます。	環境課 関係各課
③	公共施設で使用する電力については、再生可能エネルギー由来の電力の調達に努めます。	環境課 関係各課
④	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー(太陽光発電)、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。【再掲】	環境課 防災安全課 関係各課
⑤	公共施設や市営住宅等の建築・改築・改修等の際は、ZEB化や、省エネルギー性能向上、長寿命化、木材利用を推進します。	都市計画課 関係各課
⑥	公用車に、電気自動車(EV)・水素自動車(FCV)など、次世代自動車を積極的に導入します。	環境課 関係各課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」に参加する。
- (2) 「うちエコ診断」を受診し、家庭からの温室効果ガス排出量削減に努める。
- (3) 家電製品の買い替え時は、省エネルギーラベル(エアコンはフロンラベルも)を確認して、温室効果ガス排出量が少ない製品を選択する。
- (4) 省エネ型の照明(LED照明)や高効率給湯器への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を導入する。
- (5) 車を運転するときは、エコドライブを実践する。
- (6) 省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEHなど省エネルギー性能の高い住宅の導入、改修に努める。
- (7) 窓・壁面・建物の断熱化・遮熱化に加え、自然の風や光を生かした通風・採光の確保等により、住宅の省エネルギー性能を高めるよう努める。



事業者の取組例

- (1) エネルギー消費量や温室効果ガス排出量を把握し、脱炭素経営に取り組む。
- (2) 省エネルギー診断やエコチューニングを受診し、設備の運用の適正化に努める。
- (3) BEMS(ビルエネルギー管理システム)やFEMS(工場エネルギー管理システム)を導入し、エネルギー使用量の監視と運転管理の最適化に努める。
- (4) 省エネ型の照明(LED照明)や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を積極的に導入する。
- (5) 車を運転するときは、エコドライブを実践する。
- (6) 事業所の建築時・改修時には、省エネルギー改修やZEBの導入を検討する。
- (7) 窓・壁面・建物の断熱化・遮熱化に加え、自然の風や光を生かした通風・採光の確保等により、建物の省エネルギー性能を高めるよう努める。

施策指標

指標	現状値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
東京都などの支援による省エネ診断の実施件数	7 件	15 件
本市の補助金を利用した省エネルギー改修の実施件数	56 件	560 件 (累計) (令和 12 (2030) 年度 目標値)
本市の事務事業からの温室効果ガス排出量	3,590,401.71 kg-CO ₂	2,727,382 kg-CO ₂ (令和 12 (2030) 年度 目標値)

基本方針3

まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進

施策展開の方向性

自動車からの温室効果ガス排出量の削減に向け、次世代自動車の普及促進とともに、利便性向上等による公共交通や自転車の利用促進に努め、移動手段における脱炭素化への転換を進めます。

また、建築物のZEH化やZEB化を推進するほか、複数の建物や街区単位でのエネルギーの面的利用など、まち全体での効率的なエネルギー利用を検討するとともに、気温上昇の緩和や吸収源となる緑化にも取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

さらに、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の取組を推進します。

市の施策

(1) 移動手段の脱炭素化の促進

次世代自動車のメリットのPRを行い、次世代自動車の普及拡大を図ります。また、充電設備など次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。

また、市民や事業者に対し、公共交通の利用促進や近距離移動における自転車や徒歩利用の呼びかけを行うなど、日常的な移動手段における脱炭素化を促進します。

	施策	担当部署
①	市民や事業者に対し、次世代自動車のメリットについてPRを行い、次世代自動車の普及拡大を図ります。	環境課
②	家庭への電気自動車(EV)・水素自動車(FCV)、V2Hなど、次世代自動車の導入や活用に対する支援策などの情報提供を行います。	環境課
③	公用車やコミュニティバスなどに、電気自動車(EV)・水素自動車(FCV)など、次世代自動車の導入を推進します。	環境課 関係各課
④	電気自動車(EV)の充電設備などの普及拡大を図ります。	環境課
⑤	公共施設等の拠点と各地域をつなぐ効率的で利便性の高い交通サービスの充実を図り、公共交通の利用を促進します。	交通企画・モノレール 推進課
⑥	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備を推進します。	道路下水道課
⑦	公共交通機能を補完する移動手段の確保、広域移動における地域の経済活性化や回遊性の向上等、新たな交通システムとしてのシェアサイクルの整備及び活用を促進します。	交通企画・モノレール 推進課 関係各課

(2) スマートコミュニティの推進

モノレール延伸計画により人口の集中や都市機能の集積が進むことが予想される本市は、今後様々な都市活動に伴って多量の温室効果ガスが排出される可能性があることから、モノレール駅を中心としたまちづくりをゼロカーボンシティづくりの契機としてとらえ、効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを進めます。

施策		担当部署
①	街区や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティについて、調査・研究を行います。	環境課 都市計画課
②	モノレール駅を中心とした脱炭素型まちづくりの検討をします。	環境課 都市計画課
③	再開発事業などのまちづくりの契機において、自立・分散型エネルギーシステムなどの脱炭素型まちづくりの構築を検討します。	都市計画課 環境課
④	交通渋滞を緩和し、自動車走行に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、体系的な道路ネットワークの整備を推進し、都市内交通の円滑化を図ります。	道路下水道課 都市計画課

(3) 4Rの推進

市報、本市ホームページ、パンフレット、ポスターなどを活用して、ごみの発生抑制のための情報提供を行うとともに、資源循環に配慮した事業活動やエシカル消費の重要性などについて、普及・啓発活動を行います。

施策		担当部署
①	ごみの減量化や再資源化を推進するため、4R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	ごみ対策課
②	食べきり運動や未利用食品の有効活用などを働きかけ、食品ロスの削減に努めます。	ごみ対策課
③	市民に対し、エコバックやマイボトルの活用、レジ袋削減の取組を推進する一方、事業者と連携し、プラスチック等の再資源化を推進します。	ごみ対策課
④	プラスチック使用製品の分別収集や再商品化について、調査、研究を行います。	ごみ対策課

(4) 吸収源対策の推進

法令に基づいて指定された地域制緑地の保全や、市民・事業者の緑地保全への理解・協力を得ながら、吸収源となる公園や緑地の適正な維持管理、整備に努めます。

施策		担当部署
①	二酸化炭素の吸収源対策として、都市公園の整備や森林公園の保全を推進します。	環境課 都市計画課
②	法律に基づいて指定された生産緑地地区の保全に努めます。	環境課 都市計画課 産業観光課
③	森林の保全・整備の体験型イベントなどにより、森林の多面的機能に関する普及啓発を行い、市民や事業者の森林への理解を促進します。	環境課
④	市民との協働により、緑地の保全・管理を推進します。	環境課
⑤	みどりの保護育成のため、樹木・樹林・生け垣の保全を推進します。	環境課
⑥	他自治体や民間企業とのカーボン・オフセットについて、調査・研究を行います。	環境課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 自動車の買い替え時には、次世代自動車を選択するよう努める。
- (2) 公共交通機関を積極的に利用するよう努める。
- (3) 家庭からのごみを削減するため、4Rに積極的に取り組む。
- (4) 敷地内の緑化や生け垣の設置などまちなかの緑化や、森林や緑地の保全・管理に協力する。

事業者の取組例

- (1) 事業活動で自動車を使用する際は、次世代自動車の導入(購入・リース、サブスクリプション等)を検討する。
- (2) 製品設計時にごみの減量化及び再資源化を検討するとともに、簡易包装や量り売り等により事業活動におけるごみの発生抑制に努める。
- (3) 敷地内の緑化などまちなかの緑化や、森林や緑地の保全・管理に協力する。

施策指標

指標	現状値 令和 5 (2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
公共施設におけるEV充電設備等の設置数	2 箇所	現状より増加
市民一人1日当たりの収集ごみ排出量	573.3 g/人日	511.1 g/人日 (令和 15 (2023) 年度 目標値)
本市の森林吸収量	88.5t-CO ₂ (令和 3 (2021) 年度 現状値)	88.5t-CO ₂ 以上

V2H (ビークル・トゥ・ホーム)

V2H(ビークル・トゥ・ホーム)は、電気自動車に搭載された電池に充電された電気を、家と双方向でやりとりするためのシステムです。

V2Hを利用するためにはV2H対応の電気自動車を導入する必要があるほか、電気自動車と家を接続するパワーコンディショナーが必要です。

停電した場合でも、V2Hを用いることで電気自動車にためた電気を家へ供給できるため、電気自動車を災害時の非常電源として活用することができます。



基本方針4

気候変動適応策の推進

施策展開の方向性

温室効果ガスの削減のための「緩和策」とともに、大雨や暴風といった気象災害、熱中症の増加、農作物の不作といった予測される影響に対し、その悪影響を最小限に抑える「適応策」の取組を推進します。

市の施策

(1) 自然災害への備えと影響軽減の取組推進

「武蔵村山市第五次長期総合計画」に基づくまちづくりを推進し、洪水などによる被害軽減に向けたまちのレジリエンス強化を図ります。

また、本市ホームページ、SNS等を活用した防災情報の周知や自主防災組織への支援など、市民、事業者の防災意識の高揚を図ります。

施策		担当部署
①	排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水浸透施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。	道路下水道課
②	グリーンインフラとなる緑地や農地などを保全し、雨水流出抑制を促進します。	環境課 産業観光課
③	道路（歩道）においては、透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透を推進します。	道路下水道課 区画整理課
④	気候変動・防災・減災に寄与するため、グリーンインフラを活用した雨水貯留・浸透等による雨水流出抑制等について関係機関と協議・連携を図り、調査・研究を行います。	環境課
⑤	公共施設の建て替えなどを行う場合には、関係機関と協議・連携を図り、地下貯留などの雨水流出抑制施設の設置を進めるほか、民間施設における雨水流出抑制対策を促進します。	施設課 都市計画課
⑥	防災情報サービス（SNSなどでの防災情報の発信など）や、武蔵村山市浸水・土砂災害ハザードマップの周知に努め、市民や事業者の防災意識の高揚を図ります。	防災安全課
⑦	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電）、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。【再掲】	環境課 防災安全課 関係各課

(2) 健康被害対策の推進

熱中症の発症リスクが高まっていることから、市民や事業者へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていくほか、気温上昇などにより感染症を媒介する動物(蚊やマダニなど)の分布領域が変化し、感染症のリスクが増加する可能性があることから、感染症の傾向や予防に関する情報発信などを推進します。

施策		担当部署
①	暑さ指数(WBGT)など熱中症予防情報を、本市ホームページや防災行政無線等により発信して注意喚起を行うとともに、民生委員・児童委員等による高齢者等の見守り、声かけ活動等の予防体制づくりを行います。	健康推進課 防災安全課 福祉総務課
②	公共施設など指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定を行い、熱中症特別警戒アラート発令時に開放します。	健康推進課
③	ヒートアイランド現象の緩和にもつなげるまちの緑化を推進します。	環境課 施設所管課
④	デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康推進課

(3) 生活や事業活動への影響対策の推進

関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。
また、平均気温の上昇に伴う農林水産物の生育被害や農林業経営への影響の軽減を図ります。

施策		担当部署
①	国や東京都、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。	防災安全課
②	無降水日の増加等に伴い、渇水の高まることから、水の有効利用を呼びかけます。	道路下水道課
③	市民・事業者の自然生態系の保全活動を支援するなど、気候変動に伴う自然生態系への影響防止対策を推進します。	環境課
④	気候変動による農作物への影響等について、関係機関と連携し、情報提供を行います。	産業観光課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 本市ホームページ・SNSやハザードマップを確認し、マイ・タイムラインの作成など自然災害の発生に備えた防災対策を行う。
- (2) 熱中症予防行動について確認し、「熱中症警戒アラート」の発表があった際に各自が予防行動を取れるよう心がける。
- (3) 渇水の際は、節水への協力を努める。



事業者の取組例

- (1) 武蔵村山市防災情報サービスやハザードマップを確認し、BCP(事業継続計画)の作成など自然災害の発生に備えた防災対策を行う。
- (2) 熱中症予防行動について確認し、「熱中症警戒アラート」の発表があった際に各自が予防行動を取れるよう心がける。
- (3) 喝水の際は、節水への協力を努める。
- (4) 農業者は気候に合った農作物栽培への移行を検討する。

施策指標

指標	現状値 令和 5 (2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
熱中症搬送者数 (年間)	48 人	0 人
指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) 指定数	32 箇所 公共施設 : 31 箇所全施設 民間施設 : 1 箇所	33 箇所以上 公共施設 : 31 箇所全施設 民間施設 : 2 箇所以上

暑さ指数 (WBGT)

暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)は、熱中症を予防することを目的とした指標で、単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標となっています。

日常生活での暑さ指数の指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28~31) ※1		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28) ※2	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※1 28以上31未満、※2 25以上28未満を示します。

出典：環境省「熱中症予防情報サイト」

基本方針 5

行動変容につながる基盤の整備

施策展開の方向性

脱炭素社会の実現に向けて、気候変動の問題について学び、私たちのライフスタイルやビジネススタイルを見直し、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていくほか、若い世代や事業者との意見交換、協働作業を行いながら、市民や事業者による自主的な環境学習講座や環境イベントの開催、参加拡大を促進します。

市の施策

(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民、事業者、学校などに対する適切な情報発信を行うとともに、市民、事業者、学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。

	施策	担当部署
①	省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促進します。	環境課 産業観光課
②	市民、事業者が行う自主的・創造的な環境活動を支援し、周知・発表する場を提供します。	環境課 協働推進課
③	市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。	環境課 協働推進課 関係各課
④	市民・事業者・行政が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。	環境課 関係各課

(2) 環境教育・環境学習の推進

気候変動の問題について学び、地域や将来世代のために自ら主体的に行動できる人を育てるため、事業者とも連携・協力を図りながら、学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。

また、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。

施策		担当部署
①	地域の人材等と連携した体験型の環境教育の実施や環境学習機会の提供などを推進していきます。	環境課 文化振興課
②	多様な生活様式に配慮した環境学習の機会を、幅広い年代層に提供します。	環境課
③	市民や事業者が自主的に行う環境学習講座などを促進します。	環境課
④	より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、新しい生活様式を踏まえたオンラインによる学習講座の開催など、市民が参加しやすくなるように改善策を講じます。	環境課
⑤	ゼロカーボンチャレンジ校の推進など、学校における環境教育を推進します。	環境課 教育指導課

(3) 気候変動対策に関する情報受発信の充実

環境に関するイベントや講座、支援制度の情報、日々の生活で役立つ情報、環境活動に取り組む市民・団体・事業者の紹介、環境活動の効果など、各種媒体の特性を活かしながら、広く情報発信を行っています。

また、市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。

施策		担当部署
①	市報や本市ホームページ、パンフレット、ポスター、SNS、ローカルテレビなどの様々な媒体の特性を活用しながら、気候変動問題をはじめとする様々な環境に係る情報発信を行います。	環境課
②	市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。	環境課 関係各課
③	市民や事業者、環境保全団体等が自主的に行う脱炭素に配慮した行動や活動の支援を図り、積極的な活動を行っている市民や事業者、環境保全団体等の活動の実践例や効果・メリットなどを広く周知します。	環境課 関係各課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 気候変動問題に興味を持ち、自主的に地球温暖化対策について学ぶ。
- (2) 気候変動や環境に関する講座やイベントに参加する。
- (3) 環境学習で得たことを、環境にやさしい行動として日常生活で実践する。
- (4) 学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに協力する。

事業者の取組例

- (1) 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会などを職場で実施し、従業員の環境意識の向上を図る。
- (2) 研修や勉強会等で得た知識や技術を環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげる。
- (3) 体験型学習プログラムの提供や講師など、学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに協力する。

施策指標

指標	現状値 令和 5 (2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
環境学習会などの開催回数	3 回	6 回
環境学習会などの参加者数	79 人	150 人
ゼロカーボンチャレンジに係る取組の実施校数	3 校	現状より増加

デコ活

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度CO₂削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素(CO₂)を減らす環境に良い活動という意味が込められています。

「デコ活」では、脱炭素につながる働き方や暮らし方をすることによって将来生み出される費用や時間を具体的に示すなど、脱炭素につながる新たな豊かな暮らしの全体像を知り、触れ、体験・体感してもらう様々な機会・場をアナログ・デジタル問わず提供しています。

その中で、わたしたちが最初に取り組むべき行動(アクション)を、「まずはここから」と題して「デ」「コ」「カ」「ツ」にちなんだ4つの取組を挙げています。

さらに、再生可能エネルギー、高効率設備機器、次世代自動車などの導入・利活用などの取組を「ひとりでCO₂が下がる」アクションとして、クールビズ・ウォームビズやサステナブルファッション、ごみの分別、地産地消などの取組を「みんなで実践」アクションとして挙げています。

取組メニューとともに取組の効果や補助金情報などのサポート情報が示されていますので、「まずはここから」の取組の実践を広げていきましょう。

デコ活アクション一覧

分類		アクション
まずはここから	住	デ 電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住	コ こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食	カ 感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べきり、食材の使い切り)
	職	ツ つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
住	宅急便は一度で受け取る	

日々のデコ活の取組は、「#デコ活」を付けてSNSなどで発信したり、デコ活のウェブサイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)から、「デコ活宣言」をして、デコ活の賛同・参加ができますので、一人ひとりの日常の取組が地球を変える大きなうねりになるように運動の和をひろげていきましょう。

出典:環境省ウェブサイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)



3

重点施策

重点 施策

行動変容へとつながる参加型脱炭素プログラムの 検討

取組概要

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民・事業者・行政それぞれが脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへと転換していく必要があります。

脱炭素の取組は、二酸化炭素の排出を削減することで、地球温暖化の進行を止めるだけでなく、快適な住環境や職場環境(住宅や建物の断熱性能の向上)、エネルギーコストの削減(太陽光発電設備の導入・自家消費)、健康増進(公共交通機関や自転車・徒歩利用の促進)など生活の質の向上へとつながるものともなっています。

また、高温化や台風の大型化、大雨の発生頻度の増加などにより、気候変動に伴う災害リスクが増大しており、これらのリスクに備えていくことが急務となっています。

気候変動対策の様々なメリットを含め、具体的な効果が見える形で普及啓発を行うとともに、取組意欲を喚起する参加型の脱炭素プログラムの検討・構築を進めていきます。

取組イメージ

市民向けプログラム

- 日常生活で取り組める脱炭素の取組の実践につながる参加型プログラムの検討を行います。
- 取組メニューについては、快適・安全・健康・コスト削減など、暮らしの中のメリットを示すことで、日常生活での定着を目指していきます。
- 取り組んだことによるCO₂削減量が見える化し、ゼロカーボンシティ実現のインセンティブとして貢献ポイントを付与するなど、取組意欲を高める工夫を行います。
- 高齢者の健康増進やゼロカーボンチャレンジ校など学校との連携など、既存の市の施策と連携させ、幅広い世代で取り組めるよう検討を行います。

事業者向けプログラム

- 脱炭素に積極的に取り組む事業者の認定・表彰制度の検討を行います。
- 認定・表彰を受けることで事業者の信用性などを担保し、市内事業者の活性化へとつなげていきます。
- 取組の内容に応じてステージを設けるなど継続的に取り組めるようなプログラムの検討を行います。
- 取組例の公表や定期的に情報交換を行う場を設けるなど、波及効果をもたらす工夫を行います。

第5章

計画の進行管理

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

3 指標による計画の進捗評価

1

計画の推進体制

庁内体制

本計画の推進及び進行管理の庁内組織として、「武蔵村山市環境推進委員会」を位置付けます。環境施策の進捗状況などについて、各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、市民・事業者の代表によって「武蔵村山市環境審議会」が構成されています。気候変動対策を含む環境保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的・専門的に審議し、方針などを検討します。

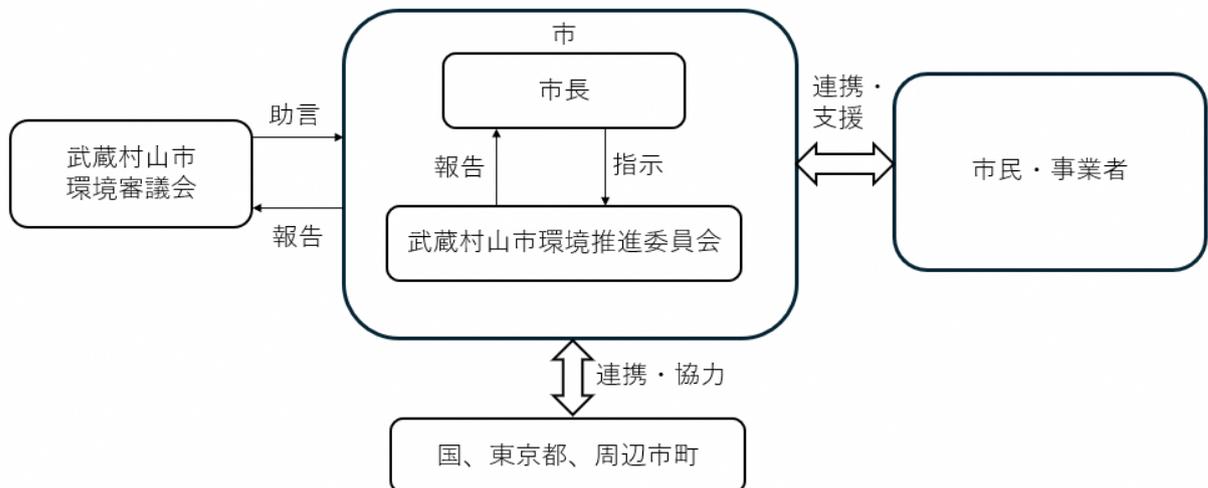
市・市民・事業者

市・市民・事業者は本計画に基づき、各主体の役割に応じて、主体的に取り組を進めます。また、必要に応じて市・市民・事業者は連携を図ります。

広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、国、東京都、周辺市町等と連携を図ります。

図表 5-1 計画の推進体制



2

計画の進行管理

進行管理の仕組み

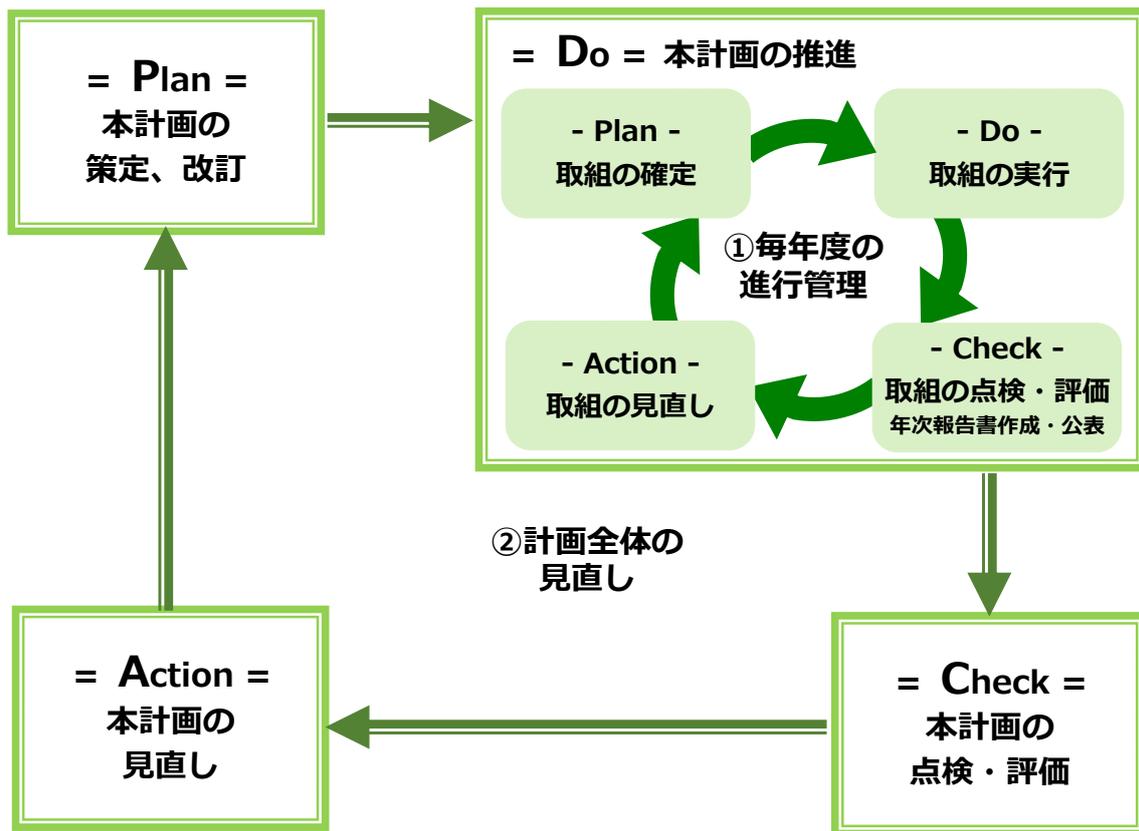
① 毎年度の進行管理(武蔵村山市年次報告書を通じた見直し)

気候変動対策を含む環境指標の進捗状況及び環境施策の取組状況などについて取りまとめた「武蔵村山市年次報告書」を毎年度作成し、市民・事業者に公表することにより、進捗状況の点検・評価と見直しを行います。また、武蔵村山市環境審議会で審議を行い、助言を受け、取組の見直しを行います。

② 計画全体の見直し

本計画は、令和16(2034)年度までを計画期間としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画体系や進行管理の在り方など、計画全体に関わる見直しを行います。

図表 5-2 進行管理のサイクル



3

指標による計画の進捗評価

施策指標の評価と点検

本計画の5つの基本方針ごとに施策指標を設定しました。毎年度の計画の進捗状況の点検において指標の評価を行い、取組の点検・見直しにつなげていきます。

図表 5-3 施策指標一覧

方針	指標	現状値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
基本方針 1	公共施設への太陽光発電設備導入施設数	8 件	設置可能な建物、敷地の 70%以上に設置
	戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率（導入件数）※	12% (2,215 件)	30% (5,615 件) (令和 12 (2030) 年度目標値)
基本方針 2	東京都などの支援による省エネ診断の実施件数	7 件	15 件
	本市の補助金を利用した省エネルギー改修の実施件数	56 件	560 件（累計） (令和 12 (2030) 年度目標値)
	本市の事務事業からの温室効果ガス排出量	3,590,401.71 kg-CO ₂	2,727,382 kg-CO ₂ (令和 12 (2030) 年度目標値)
基本方針 3	公共施設におけるEV充電設備等の設置数	2 箇所	現状より増加
	市民一人1日当たりの収集ごみ排出量	573.3 g/人日	511.1 g/人日 (令和 15 (2033) 年度目標値)
	本市の森林吸収量	88.5t-CO ₂ (令和 3 (2021) 年度 現状値)	88.5t-CO ₂ 以上
基本方針 4	熱中症搬送者数（年間）	48 人	0 人
	指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定数	32 箇所 公共施設：31 箇所全施設 民間施設：1 箇所	33 箇所以上 公共施設：31 箇所全施設 民間施設：2 箇所以上
基本方針 5	環境学習会などの開催回数	3 回	6 回
	環境学習会などの参加者数	79 人	150 人
	ゼロカーボンチャレンジに係る取組の実施校数	3 校	現状より増加

※FIT 制度・FIP 制度による導入件数より算出

資料編

1 計画の策定の経緯

2 用語集

3 温室効果ガス排出量の算定方法

4 温室効果ガス排出量の将来予測手法

5 本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

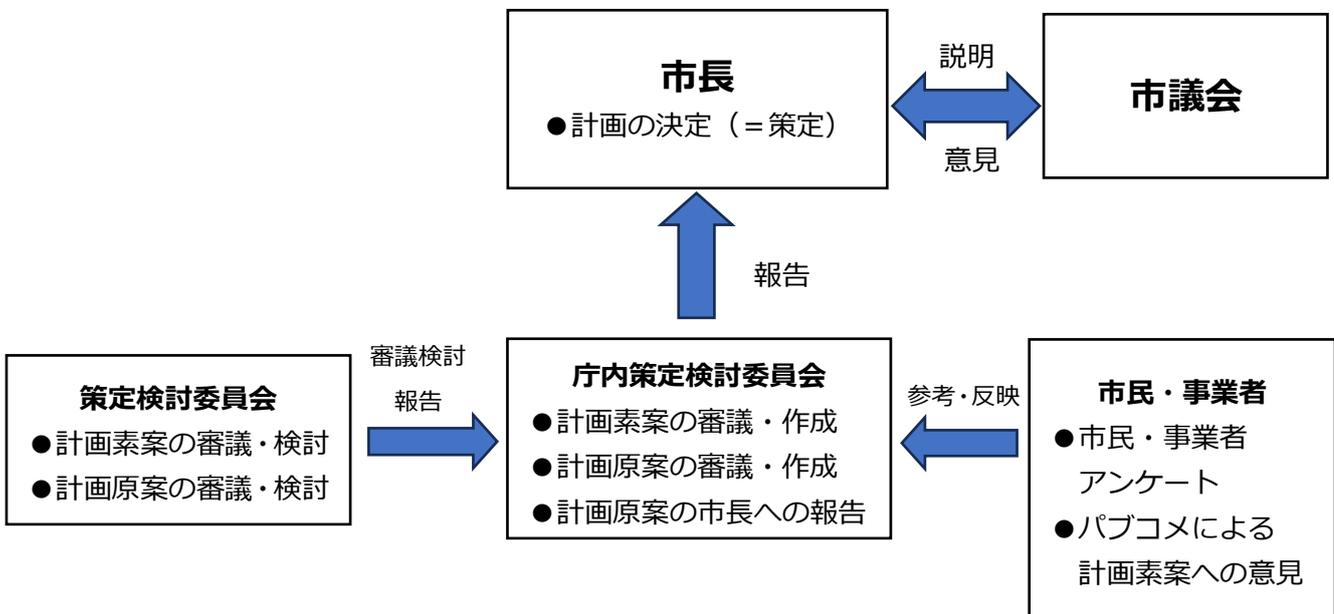
1

計画の策定の経緯

計画の策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、事業者、市民で構成される「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会」及び庁内関係部局で構成される「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)庁内検討委員会」の2つの委員会を組織し、市民・事業者からの意見等を踏まえた上で、それぞれの委員会において、計画案を審議・検討し、策定しました。

図表 資料-1 計画の策定体制図



武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定検討委員会

(1) 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づき、同項に規定する地方公共団体実行計画として策定する武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案を作成するに当たり必要な事項について検討するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案の作成に必要な事項について、審議し、及び検討する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1人
- (2) 関係行政機関等の職員 2人
- (3) 関係事業者 5人以内
- (4) 地域関係団体を代表する者 1人
- (5) 公募による市民 3人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(2) 開催経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	令和6年 7月 5日 (金)	・計画策定の基本的な考え方について ・意識調査結果（令和5年度実施）について ・計画骨子案について
第2回	8月29日 (木)	・計画（素案）について
第3回	10月25日 (金)	・計画（素案）について
第4回	12月19日 (木)	・計画（素案）について

(3) 委員名簿

区分	氏名	選出区分
委員長	山下 英俊	1号委員（識見を有する者）
副委員長	宮田 博之	2号委員（関係行政機関等の職員）
委員	金崎 史明	2号委員（関係行政機関等の職員）
委員	内野 治樹	3号委員（関係事業者）
委員	児玉 大藏	3号委員（関係事業者）
委員	杉永 さゆり	3号委員（関係事業者）
委員	黒部 達也	3号委員（関係事業者）
委員	関谷 貴幸	3号委員（関係事業者）
委員	小林 定弘	4号委員（地域関係団体を代表する者）
委員	豊泉 光男	5号委員（公募による市民）
委員	水谷 聖子	5号委員（公募による市民）
委員	的場 裕美	5号委員（公募による市民）

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 庁内策定検討委員会

(1) 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）庁内策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づき、同項に規定する地方公共団体実行計画として策定する武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案を作成するため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）庁内策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会設置要綱（令和6年武蔵村山市訓令（乙）第120号）により設置される武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討委員会による検討結果の報告を踏まえ、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の原案を作成し、市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、環境部長、企画財政部企画政策課長、同部公共施設活用担当課長、総務部総務契約課長、協働推進部産業観光課長、環境部ごみ対策課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、同部施設課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、それぞれ環境部長及び企画財政部企画政策課長の職にある委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(2) 開催経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	令和6年 7月 1日 (月)	・計画策定の基本的な考え方について ・意識調査結果（令和5年度実施）について ・計画骨子案について
第2回	8月15日 (木)	・計画（素案）について
第3回	10月28日 (月)	・計画（素案）について
第4回	12月23日 (月)	・計画（素案）について

(3) 委員名簿

区分	氏名	職名	備考
委員長	乙幡 康司	環境部長	
副委員長	平崎 智章	企画政策課長	
委員	飯島 郷太	公共施設活用担当課長	
委員	栗原 秀和	総務契約課長	
委員	前原 光智	産業観光課長	
委員	古川 敦司	ごみ対策課長	
委員	篠田 光宏	都市計画課長	
委員	田村 崇寛	道路下水道課長	
委員	櫻井 謙次	施設課長	
委員	佐藤 哲郎	教育総務課長	

その他の意見聴取

(1) 市民・事業者アンケート

	市民	事業者
調査対象	武蔵村山市に住む満 18 歳以上の 1,500 人	武蔵村山市内事業所 500 か所
抽出法	「住民基本台帳」から地区別人口比率に応じ、無作為抽出	総務省統計「経済センサス」から事業所比率に応じ、抽出
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及び WEB 回答	
調査期間	令和 5 年 10 月 16 日（月）～11 月 3 日（金）	
配布数	1,500	500
回収数 (うち WEB 回答)	501 (86)	189 (46)
回収率	33.4%	37.8%

(2) パブリックコメント

内容	武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）
実施期間	令和 6 年 11 月 15 日（金）～12 月 16 日（月）
意見の件数	0 件

(3) 事業者ヒアリング

武蔵村山市において、今後脱炭素社会に向けて取組を行っており、市との連携を図ることが重要と思われる事業者を市と協議のうえ選定を行い、3事業者に対してヒアリングを実施しました。

実施年月日	事業者名	業種
令和 6 年 9 月 24 日（火）	A 社	電気・ガス・熱供給業
9 月 24 日（火）	B 社	卸売・小売り業
10 月 1 日（火） （書面実施）	C 社	運輸業

2

用語集

あ行

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

●イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

●インフラ

インフラストラクチャーの略。社会資本のことで、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指す。各種学校や病院、公共施設のほかに、道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、通信など、日々の生活や産業活動を支える基盤となっている施設・設備のこと。

●エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

●エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO₂)などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

●エシカル消費

誰がどこで商品を作り、お店までどのように運ばれてきたのかといった、自分が手に取るまでの過程をなどで、人・社会・環境への配慮がされているかを考え、倫理的に正しいと思うことを基準として購入するものを決めること。

●温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

か行

●カーボンニュートラル

二酸化炭素(CO₂)の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になることを指す。

本計画では、事業所や家庭などが排出するCO₂を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって「排出」を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった「吸収」によって正味でゼロにする取組の意味で用いている。

●化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO₂)や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

●緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

●気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として2018年に制定された法律。地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

●吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。

●コージェネレーション

コージェネレーション(熱電併給)は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステムである。現在主流となっているコージェネレーションは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用する方法で、総合エネルギー効率を7割から8割ほどに向上させることができる。

近年は、発電に燃料電池も使用されるようになっており、エネファームは「家庭用燃料電池」とも呼ばれ、水素を使って発電する仕組みである。

さ行

●再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど自然界によって補充されるエネルギー源のこと。

●省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

●次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定めている。なお、政府は2035年に新車販売における電動車を100%にすることを実現すると表明している。

●持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲット、232のインディケーター（指標）から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

●自立・分散型エネルギーシステム

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作り、その地域内で使っていこうとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムによる効率的なエネルギーの利用も含む。

●水素エネルギー

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料は燃焼させると二酸化炭素（CO₂）を発生するが、水素は燃焼させてもCO₂は全く発生しないことから、“CO₂発生量がゼロ”のエネルギーとして地球温暖化対策への貢献が期待されている。

●ゼロカーボンシティ

地域における脱炭素化の取り組みとして、「2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにする」ことを表明した地方公共団体のこと。

た行

●太陽光発電

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

●脱炭素・脱炭素社会

地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。

太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を脱炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中が脱炭素社会となる。

●地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

●地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、1998年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

●蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっている。

●適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

●デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。CO₂を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉。

●デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

な行

●燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

は行

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

●パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ま行

●マイルストーン

プロジェクトにおける始点から目標まで実施する中での、中間目標地点を指す。

ら行

●レジリエンス (レジリエント)

防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

英数

●BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

●COP

締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず多くの国際条約の中で、加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

●FEMS

Factory Energy Management Systemの略称であり、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステム。

●FIT (再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。2022年から電力市場の価格と連動した発電をうながす「FIP制度」が導入された。

●HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

●IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略称。1988年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

●SDGs

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットから構成されている。

●V2H・V2B・ZEV

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などの自動車と住宅・ビルの間で電力の相互供給をする技術やシステムのことで、住宅の場合はV2H(Vehicle to Home)、ビルの場合はV2B(Vehicle to Building)と呼ばれる。また、走行時に二酸化炭素などの排出ガスを出さない自動車を総称してZEV(ゼロエミッション・ビークル)という。

●ZEB・ZEH

ZEBは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEHは、Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ばれる。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。

持続可能な開発目標（SDGs）17の目標

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標 1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標 7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標 2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標 10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標 14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

出典：外務省パンフレット「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

3

温室効果ガス排出量の算定方法

対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガス種類は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」に基づき、以下のガス種としています。

図表 資料-2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分
その他ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・メタン ・一酸化二窒素 ・ハイドロフルオロカーボン類 ・パーフルオロカーボン類 ・六フッ化硫黄 ・三フッ化窒素 	燃料の燃焼、工業プロセスにおいて供給されたエネルギーの使用

算定方法

東京都が提供する「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を使用しました。

図表 資料-3 算定方法 (概要)

部門		電力・都市ガスエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	農業は東京都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。	
	水産業	水産業は島しょ地域のみ算定とし、エネルギー消費原単位に活動量（漁業生産量）を乗じる。	
	建設業	東京都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。	
民生	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出する。 ■ 都市ガス：工業用供給量を計上する。 	東京都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に当該市区町村の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：市区町村内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■ 都市ガス：業務用を計上する。 	東京都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に当該市区町村内の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、東京都の公有財産等の統計書や、国有財産等資料から算出する。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■ 都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。 	LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ算出する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
運輸	自動車	—	特別区、多摩地域では、東京都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。島しょ地域においては、エネルギー消費原単位に活動量（市内自動車走行量）を乗じる。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	2019年度現在、貨物の一部を除き、東京都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
一般廃棄物		—	廃棄物発生量を根拠に算出する。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

4

温室効果ガス排出量の将来予測手法

推計に当たっての設定条件

将来推計とは、現在の人口・世帯の増減、事業活動などの社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合の将来推計のことをいい、BaU (Business as Usual)とも称されます。

将来推計は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」を参考として、以下の考え方のもとで推計を行いました。

- ・基準年度を平成25（2013）年度とする。
- ・二酸化炭素排出量の将来推計に用いる過去トレンドのデータは、電力排出係数の影響を受けないエネルギー消費量データ、もしくは活動量データとする※。
- ・総合計画等における将来人口など政策加味された将来データは使用しない。
- ・エネルギー消費量もしくは活動量の将来予測値から温室効果ガス排出量への変換は、電力排出係数を最新の令和2（2020）年度値で固定するという観点から、令和2（2020）年度の炭素集約度をもって変換する。

※電力排出係数については、国の政策により、過去トレンドから大きく変化する可能性が高いため、将来推計には加味せず、削減目標設定時に考慮する

推計手法の設定

以下の複数の推計手法を設定し、将来推計を行いました。

図表 資料-4 推計手法の概要（一般廃棄物を除く）

推計手法		概要
エネルギー消費量のトレンドからの推計	ケース1 直線回帰を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
	ケース2 対前年度増加率平均を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
活動量のトレンドからの推計	ケース3 直線回帰を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
	ケース4 対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
活動量及び原単位からの推計	ケース5 活動量、原単位の近似曲線を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計
	ケース6 活動量、原単位の対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計

以上の6つのケースの推計結果を比較した結果、最も削減率が低く厳しい予測となる、「ケース 4:(活動量の)対前年度増加率平均を用いた予測」を採用し、削減目標設定の基礎データとして活用しました。

5

本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、最大で電気は290MW、発電量にして396,635MWh/年、熱は2,479,109GJ/年のポテンシャルがあるとされています。

令和3(2021)年度の市域の電気使用量は306,118MWhであり、太陽光で市域の電力を賄えるほどのポテンシャルがあるといえます。

ポテンシャルの算出方法については、環境省が公開している「REPOS」にて武蔵村山市域内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを活用しました。本市においては地中熱など、様々な再生可能エネルギーのポテンシャルがありますが、技術的、土地利用等による導入の困難さを考慮し、屋根を活用した太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの導入を推進していくものとなりました。

図表 資料-5 本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	-	171.903	MW
	土地系	-	118.821	MW
	合計	-	290.725	MW
風力	陸上風力	25.800	0.000	MW
中小水力	河川部	0.000	0.000	MW
	農業用水路	0.000	0.000	MW
	合計	0.000	0.000	MW
地熱	合計	0.000	0.000	MW
再生可能エネルギー(電気)合計		25.800	290.725	MW
		43,151.954	396,635.183	MWh/年
太陽熱		-	449,770.225	GJ/年
地中熱		-	2,029,339.383	GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		-	2,479,109.608	GJ/年
木質バイオマス	発生量(森林由来分)	0.005	-	千m ³ /年
	発熱量(発生量ベース)	34.190	-	GJ/年

出典：環境省「REPOS 自治体再エネ情報カルテ」

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

(令和7年度～令和16年度)

発行年月／令和7年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市 環境部 環境課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)

本書は再生紙を使用しています。



武蔵村山市

